

いちのみやの環境

令和3年版

(令和2年度実績)

一 宮 市

一宮市憲章

わたしたちのまち一宮市は、木曽の清流と豊かな濃尾平野にはぐくまれ、先人のたゆまぬ努力により、織維を中心として発展してきました。

わたしたちは、このまちの市民であることを誇りに持ち、互いに手をたずさえて、未来へはばたく「心ふれあう躍動のまち一宮」をつくることをめざし、ここにこの憲章を定めます。

1. いのちを大切にし、

だれもが安心して暮らせる 福祉のまちをつくります。

1. ちきゅうを愛し、

自然も人も共生できる 住みよいまちをつくります。

1. のびやかに青少年が育ち、

個性を生かす 教育と文化のまちをつくります。

1. みどり豊かなふるさとを守り、

活力ある産業のまちをつくります。

1. やさしさと思いやりに満ち、

夢と希望があふれるまちをつくります。

(平成19年3月28日制定)

目 次

1	一宮市の概況	2
(1)	位置	2
(2)	面積	2
(3)	人口	2
(4)	都市計画用途地域	2
(5)	自然条件	2
2	公害の概況	4
(1)	令和2年度における主な事業	5
(2)	環境保全課及び環境政策課のあゆみ	7
3	公害対策組織	10
(1)	組織	10
(2)	環境保全課の所掌事務	10
4	公害等に関する苦情	12
(1)	苦情処理の状況	12
(2)	種類別の苦情件数	12
(3)	用途地域別の苦情件数	12
(4)	月別の苦情件数	12
(5)	典型7公害の発生源別の苦情件数	12
	種類別の苦情件数	図4-1
	用途地域別の苦情件数	図4-2
	月別の苦情件数	表4-1
	典型7公害の発生源別の苦情件数	表4-2
5	騒音・振動	18
(1)	騒音・振動の規制	20
ア	規制対象施設	20
イ	規制対象施設届出状況	20
	騒音規制法に係る届出状況	表5-1
	振動規制法に係る届出状況	表5-2
	県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表5-3
ウ	特定建設作業	23
エ	特定建設作業実施届出状況	23
	特定建設作業届出件数	表5-4

規制対象建設作業	表 5-5	24
(2) 騒音・振動の調査		25
ア 自動車騒音		25
イ 道路交通振動		26
自動車騒音調査結果（環境基準）	表 5-6	27
自動車騒音調査結果（要請限度）	表 5-7	28
道路交通振動調査結果（要請限度）	表 5-8	28
自動車騒音・道路交通振動調査地点	図 5-1	29
ウ 新幹線鉄道騒音		30
新幹線鉄道騒音調査結果	表 5-9	30
新幹線鉄道騒音調査地点	図 5-2	30
6 大気汚染		32
愛知県一般環境大気測定期局	表 6-1	33
大気関係施設の届出状況	表 6-2	34
大気汚染防止法に係る届出状況	表 6-3	35
県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表 6-4	35
大気汚染防止法に係る立入調査状況	表 6-5	35
県民の生活環境の保全等に関する条例に係る立入調査状況	表 6-6	35
(1) 硫黄酸化物 (S O _x)		36
二酸化硫黄 (S O ₂) 測定結果	表 6-7	37
年度別二酸化硫黄 (S O ₂) 測定結果 (1 時間値の月平均値)	表 6-8	37
二酸化硫黄 (S O ₂) の推移	図 6-1	37
(2) 浮遊粒子状物質 (S P M)		38
浮遊粒子状物質 (S P M) 測定結果	表 6-9	39
年度別 S P M 測定結果 (1 時間値の月平均値)	表 6-10	39
S P M の推移	図 6-2	40
(3) 窒素酸化物 (N O _x)		41
ア 一酸化窒素		41
イ 二酸化窒素		41
窒素酸化物 (NO + NO ₂) 測定結果	表 6-11	42
一酸化窒素 (NO) 測定結果	表 6-12	42
二酸化窒素 (NO ₂) 測定結果	表 6-13	43
年度別 N O ₂ 測定結果 (1 時間値の月平均値)	表 6-14	43
N O ₂ の推移	図 6-3	44

(4) 光化学オキシダント (O _x)	45	
光化学オキシダント (O _x) 測定結果	表 6-15	46
(5) 微小粒子状物質 (PM _{2.5})	47	
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) 測定結果	表 6-16	47
(6) 降下ばいじん	48	
降下ばいじん測定結果	表 6-17	48
降下ばいじん全地点平均値経年経月変化	表 6-18	48
降下ばいじんの推移	図 6-4	49
(7) 大気中の重金属	50	
大気中の重金属測定結果	表 6-19	50
(8) 炭化水素 (HC)	51	
全炭化水素 (T-HC) 測定結果	表 6-20	51
(9) 空間放射線量率	52	
モニタリングポストによる空間放射線量率の測定結果	表 6-21	52
7 水質汚濁	54	
水質汚濁防止法に係る届出状況	表 7-1	55
水質汚濁防止法に係る立入調査状況	表 7-2	56
(1) 日光川・五条川及び市内主要河川における水質測定	56	
公共用水域水質測定計画に基づく測定結果	表 7-3	57
市内主要河川水質測定結果	表 7-4	59
日光川（環境基準点及び補助点）における水質経年変化	図 7-1	63
河川水質測定地点	図 7-2	64
(2) 地下水質測定	65	
地下水質測定結果（メッシュ調査）	表 7-5	65
地下水質測定結果（定期モニタリング調査）	表 7-6	66
(3) 河川底質測定	67	
河川底質測定結果	表 7-7	67
8 悪臭	70	
悪臭関係工場等届出状況	表 8-1	71
悪臭関係業種	表 8-2	71
9 土壤汚染	74	
改正前後基準値比較	表 9-1	74
土壤汚染対策法に係る届出状況	表 9-2	75
県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況	表 9-3	75

	土壤汚染対策法に係る区域の指定等の件数	表 9-4	75
10	地盤沈下		78
	地下水揚水規制	表 10-1	79
	井戸・揚水設備の届出状況	表 10-2	79
	地下水位測定結果	表 10-3	80
	一宮市における地盤沈下状況	表 10-4	82
11	ダイオキシン類		86
	ダイオキシン類対策特別措置法対象施設の届出状況	表 11-1	86
(1)	水環境調査		87
	水環境（公共用海域・水質）におけるダイオキシン類 調査結果	表 11-2	87
	水環境（公共用海域・底質）におけるダイオキシン類 調査結果	表 11-3	87
12	地球温暖化対策		90
(1)	一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）		90
ア	温室効果ガスの排出状況		91
	資源及びエネルギーの使用状況	表 12-1	91
	温室効果ガス排出状況	表 12-2	92
イ	グリーン購入の実施状況		93
	品目別グリーン購入状況	表 12-3	93
(2)	いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030		94
	一宮市域内の温室効果ガス排出量（推計量）	表 12-4	94
13	一宮市環境基本計画		96
	会議開催状況	表 13-1	96
	環境学習講座等開催状況	表 13-2	96
14	こどもエコクラブ		98
	こどもエコクラブ登録実績	表 14-1	98
15	公害防止管理者等		100
(1)	選任		100
(2)	届出		100
	騒音・振動・水質・一般粉じん関係の公害防止管理者を 選任しなければならない特定工場	表 15-1	101
	公害防止管理者等選任状況	表 15-2	102
16	住宅用地球温暖化対策設備設置補助金		104
	補助実績	表 16-1	104

一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱	105
17 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸	118
専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況	表 17-1
専用水道の届出・立入状況	表 17-2

<参考資料>

一宮市環境基本条例	120
一宮市環境審議会の運営に関する規則	127
一宮市公害対策協議会設置規程	128
一宮市公害対策会議要綱	130
一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例	132
環境法の体系	134
公害関係の主な基準について	135
公害関係の用語	158

<おことわり>

本文中の「県条例」は、「県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 10 月 1 日施行）」、その施行前は、「愛知県公害防止条例（昭和 46 年 10 月 1 日施行）」を示す。

1 — 宮市 の 概況

1 一宮市の概況

- (1) 位置 東経 136 度 48 分 11 秒 北緯 35 度 18 分 14 秒
(2) 面積 113.82 km² (東西 約 15.3km 南北 約 13.3km)
(3) 人口 (各年 4月 1日現在)

年 種別	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
人 口 (人)	385,160	384,790	383,582
世帯数 (世帯)	160,426	162,551	164,198
人口密度 (人／km ²)	3,384	3,381	3,370

- (4) 都市計画用途地域 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第 1 種低層住居専用地域	54	0.47
第 1 種中高層住居専用地域	208	1.83
第 1 種住居地域	1,010	8.87
第 2 種住居地域	43	0.38
準住居地域	53	0.47
近隣商業地域	206	1.81
商業地域	204	1.79
準工業地域	1,614	14.18
工業地域	63	3.19
工業専用地域	46	0.40
市街化調整区域	7,580	66.60
計	11,382	100.00

(5) 自然条件

一宮市は愛知県の北西部にあり、名古屋市までが約 17km、岐阜市までが約 13km と、ほぼ両市の中間に位置している。

本市は木曽川の沖積作用によって形成され、濃尾平野の中央にあたり、地形は極めて平坦で、市の北東部（海拔約 16m）から南西部（海拔約 3m）にかけて緩やかに傾斜している。気候は比較的温暖で、年平均気温は 15℃ 前後、年間降水量は約 1,700mm である。

河川は、市域の北部から西部にかけて木曽川が約 18km、中心部には日光川が約 17km、東部には五条川が約 2km にわたり流れている。

2 公 害 の 概 況

2 公害の概況

我が国における高度経済成長期には、水俣病や四日市ぜんそくなど重大な公害が発生した。その対策を緊急に行うために公害対策基本法が制定され、経済と生活環境の調和を図りつつ、各種公害対策を実施してきた。

この法律の中で、公害とは、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、これらの7種類を「典型7公害」と呼んでいる。

しかしながら、光化学スモッグが発生する等、依然として公害は無くならず、公害対策基本法や自然環境保全法では複雑化・地球規模化する環境問題への対応に限界があるとの認識から、環境政策の根幹を定める法律として、環境基本法が平成5年11月に制定された。

環境基本法の理念を実現するには、行政が環境保全に関する施策を講じるのは不可欠であるが、事業者や国民も事業活動や日常生活において環境への負荷を減らす努力をしなければ実現は困難であり、それぞれの主体の果たすべき役割を責務としている。

本市は、伝統ある「せんいのまち」として発展し、紡績、撚糸、染色、織布、整理、修整、縫製、卸などの各工程の企業が集積した一貫生産の基地を形成し栄えてきた。その中で、それらの工場からの水質汚濁、大気汚染、騒音、振動などの公害問題が一時は苦情として多く発生していた。

近年は、このような公害規制のかかる工場はかなり改善されてきている一方、規制の無い、あるいは規制のかかりにくい雑草の繁茂や屋外燃焼行為などの典型7公害以外の苦情が多くなってきてている。

また、河川の水質汚濁については、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などにより、生活排水による汚濁負荷は減少傾向であるが、一部の河川では水質が改善されていない状況にある。

さらに、エアコン、音響機器等が普及し、住環境が過密化したことにより、生活騒音苦情も目立ってきている。公害は企業が発生させているものと考えられがちであるが、個人の日常生活や営みが快適な生活環境の妨げになる事例が増えてきている。

(1) 令和 2 年度における主な事業

- 4 月 1 日 大気汚染調査（降下ばいじん）を実施（～3月31日）
- 10 日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
- 30 日 第1回一宮市環境審議会を開催（～5月15日）
- 5 月 1 日 さわやかエコスタイルキャンペーンを実施（～10月31日）
- 14 日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
- 27 日 第1回一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を開催（～29日）
- 6 月 3 日 尾張西部8市町による主要河川水質一斉調査（灌漑期）を実施
- 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
- 9 日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（木曽川東小）を開催
- 12 日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（萩原小）を開催
- 16 日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（小信中島小）を開催
- 7 月 1 日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（奥小）を開催
- キソガワフュユスリカ対策協議会を開催
- 3 日 一宮市環境基本計画等連絡会議を開催（～7月8日）
- 16 日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
- 20 日 一宮市環境基本計画等推進協議会を開催
- 8 月 6 日 地下水質調査（メッシュ調査）を実施
- 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
- 19 日 第2回一宮市環境審議会を開催（～8月31日）
- 9 月 2 日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
- 11 日 出張講座「緑のカーテンについて考えよう」（千秋南小）を開催
- 10 月 7 日 河川底質調査を実施
- 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
- 13 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～16日）
- 20 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～23日）
- 27 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～30日）
- 11 月 4 日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における水質調査を実施
- 5 日 新幹線鉄道騒音調査を実施（～6日）
- 10 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～13日）
- 17 日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～20日）
- 一宮市公害対策協議会を開催
- 28 日 「Let's エコアクション in AICHI～ふみだそう！未来へつながるエコアクション～」へ出展

- 12月 1日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～4日）
2日 尾張西部8市町による主要河川水質一斉調査（非灌漑期）を実施
公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における
水質調査を実施
8日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～11日）
9日 第1回環境学習講座「環境と暮らしを考える～コロナ状況下での新しい
生活～」を開催
15日 自動車騒音、道路交通振動調査を実施（～18日）
22日 第2回一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を開催
1月 7日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における
水質調査を実施
2月 2日 第3回一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を開催（～9日）
3日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における
水質調査を実施
6日 第2回環境学習講座「地球温暖化から防災を考える」を開催
8日 大気汚染調査（重金属）を実施（～25日）
3月 5日 公共用水域の環境基準点及び補助点（日光川北今橋、板倉橋）における
水質調査を実施
29日 第4回一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を開催（～31日）

(2) 環境保全課及び環境政策課のあゆみ

昭和 45 年 9 月	一宮市公害対策協議会を設置
昭和 45 年 12 月	「一宮の公害の現況」を発刊
昭和 47 年 6 月	主要河川水質調査を開始
昭和 48 年 4 月	【機構改革】市長公室企画課から市長公室公害交通課へ分離独立 西尾張地方公害対策連絡協議会を設立
昭和 49 年 3 月	大気中の重金属測定を開始
昭和 50 年 4 月	一宮市公害苦情相談員を設置
平成 3 年 4 月	一宮市生活排水クリーン推進員を設置
平成 8 年 1 月	一宮市公害防除施設整備資金利子補給事業を開始
平成 13 年 4 月	第 1 次エコアクション一宮（平成 13 年度～平成 17 年度）を策定
平成 13 年 8 月	さわやかサマースタイルキャンペーンを開始
平成 14 年 4 月	特例市へ移行 【機構改革】市長公室公害交通課から環境部環境保全課へ分離独立 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に係る規制地域及び区域の区分を指定
平成 14 年 9 月	一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会を設置
平成 15 年 4 月	一宮市環境基本計画策定審議会を設置 水質汚濁防止法に係る権限移譲 土壤汚染対策法に係る権限移譲 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可等に係る権限移譲
平成 16 年 3 月	一宮市環境基本条例の制定 一宮市環境基本計画（平成 16 年度～平成 25 年度）を策定
平成 16 年 4 月	一宮市環境審議会を設置
平成 16 年 9 月	一宮市環境基本計画連絡会議を設置
平成 17 年 4 月	一宮市、尾西市、木曽川町と合併
平成 18 年 1 月	特定建設作業届出を電子申請「あいち電子申請・届出システム」により受付を開始
平成 18 年 4 月	第 2 次エコアクション一宮（平成 18 年度～平成 22 年度）を策定 自動車騒音の状況の常時監視（自動車騒音面的評価）に係る権限移譲
平成 18 年 5 月	緑のカーテン事業のモデル校として小学校 2 校で実施
平成 19 年 4 月	住宅用太陽光発電施設設置補助事業を開始
平成 19 年 7 月	一宮七夕まつり「打ち水大作戦」を開始
平成 20 年 8 月	レジ袋有料化及びマイバッグ等の持参促進に関する協定を締結
平成 20 年 10 月	レジ袋有料化事業の開始
平成 21 年 5 月	西尾張地方公害対策連絡協議会から尾張西部環境保全連絡協議会へ名称変更
平成 22 年 5 月	緑のカーテン事業を全小中学校で実施
平成 22 年 10 月	生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）地球のいのち・交流ステーション事業にブース出展
平成 22 年 12 月	環境保全基金を設立
平成 23 年 2 月	「一宮の公害の現況」から「いのちのみやの環境」へ名称変更
平成 23 年 4 月	第 3 次エコアクション一宮（平成 23 年度～平成 27 年度）を策定 家庭用燃料電池設置補助事業を開始
平成 23 年 5 月	キソガワフュスリカ対策協議会を設立

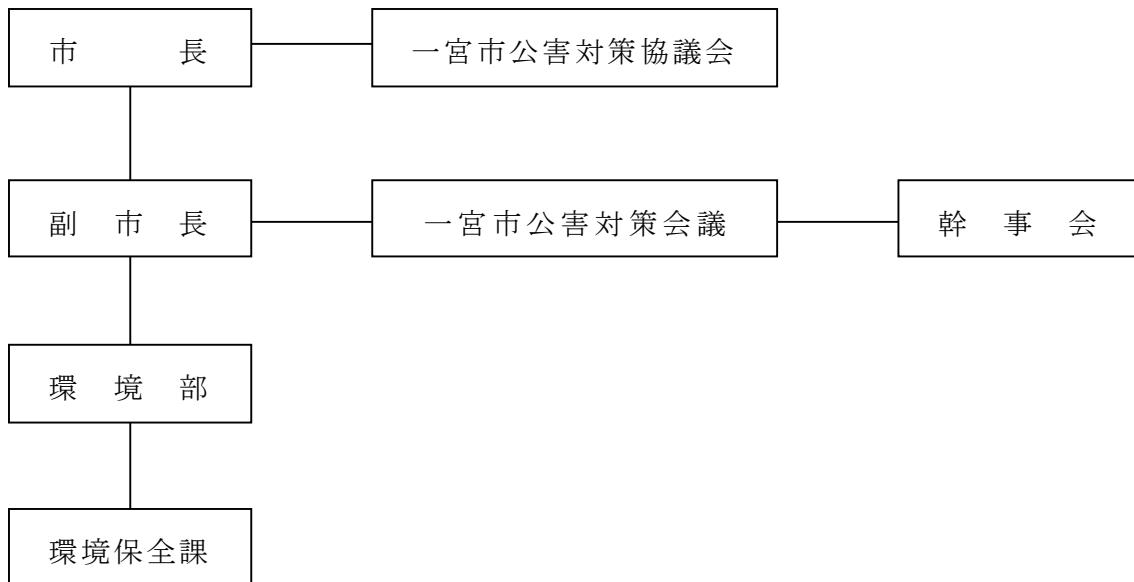
平成 24 年 2 月	キソガワフュスリカシンポジウムを開催
平成 24 年 4 月	一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 24 年度～令和 2 年度）を策定
	大気汚染防止法（一般粉じん）に係る権限移譲
平成 24 年 5 月	児童環境教育推進事業を開始 「さわやかサマースタイルキャンペーン」から「さわやかエコスタイルキャンペーン」へ名称変更
平成 25 年 4 月	悪臭防止法に基づく規制方法を臭気指数規制に変更 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸に係る権限移譲
平成 25 年 5 月	大気汚染（PM2.5）「あんしん防災ネット」による緊急メール配信を開始
平成 26 年 3 月	第 2 次一宮市環境基本計画（平成 26 年度～令和 5 年度）を策定
平成 26 年 4 月	一宮市環境基本計画推進協議会を一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策推進協議会に改編
平成 26 年 9 月	一宮市電力調達に係る環境配慮方針を策定
平成 26 年 10 月	キソガワフュスリカシンポジウムを開催
平成 26 年 11 月	ESD ユネスコ世界会議あいち・なごや ESD 交流フェスタにブース出展
平成 27 年 2 月	一宮市環境基本計画連絡会議を一宮市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策連絡会議に改編
平成 28 年 3 月	第 4 次エコアクション一宮（平成 28 年度～令和 2 年度）を策定
平成 28 年 10 月	子ども環境イベント（エコフェス）を開始
平成 29 年 8 月	「夏休み集まれ！木曽川ミズベの勇者たち」を開始（公園緑地課・環境保全課・生涯学習課・尾西歴史民俗資料館共催）
平成 31 年 4 月	住宅用太陽光発電施設設置補助事業及び家庭用燃料電池設置補助事業を住宅用地球温暖化対策設備設置補助事業に変更
令和 2 年 3 月	いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030（令和 2 年度～令和 12 年度）を策定 一宮市公害防除施設設備資金利子補給事業を廃止 一宮市生活排水クリーン推進員を廃止
令和 2 年 11 月	「Let's エコアクション in AICHI～ふみだそう！未来へつながるエコアクション～」にブース出展
令和 3 年 2 月	第 5 次エコアクション一宮（令和 3 年度～令和 12 年度）を策定
令和 3 年 4 月	中核市へ移行 【機構改革】環境保全課から環境保全課及び環境政策課に分課 大気汚染防止法に係る権限移譲 大気汚染常時監視を開始 大気中の重金属測定を廃止 一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例を施行

3 公害対策組織

3 公害対策組織

本市の公害対策組織及び概要は次のとおりである。(令和3年4月1日現在)

(1) 組織



(2) 環境保全課の所掌事務

- ア 騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壤汚染及び大気汚染の防止その他公害対策に関する事務
- イ 公害に係る苦情相談に関する事務
- ウ 不快害虫の駆除に関する事務
- エ 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸の衛生対策に関する事務

4 公害等に関する苦情

4 公害苦情の状況

(1) 苦情処理の状況

令和2年度の苦情件数は463件であった。これは、前年度297件に比べて166件、比率として64.1%の増加であった。

(2) 種類別の苦情件数

典型7公害の種類別の苦情件数は、騒音99件(21.4%)、大気汚染96件(20.7%)、悪臭42件(9.1%)、水質汚濁10件(2.2%)、振動12件(2.6%)であった。

また、典型7公害以外に関する苦情については、雑草118件(25.5%)、ユスリカ63件(13.6%)、樹木6件(1.3%)などであった。

なお、令和2年度における種類別の苦情件数は、図4-1のとおりである。

(3) 用途地域別の苦情件数

用途地域別の苦情件数は、市街化調整区域242件(52.3%)、準工業地域113件(24.4%)、住居地域65件(14.0%)などであった。

なお、令和2年度における用途地域別の苦情件数は、図4-2のとおりである。

(4) 月別の苦情件数

月別の苦情件数は、3月64件(13.8%)、5月と6月45件(9.7%)、8月と10月44件(9.5%)などであった。

なお、令和2年度における月別の苦情件数は、表4-1のとおりである。

(5) 典型7公害の発生源別の苦情件数

発生源別の苦情件数は、建設業52件(20.1%)、製造業40件(15.4%)などであった。

なお、令和2年度における典型7公害の発生源別の苦情件数は、表4-2のとおりである。

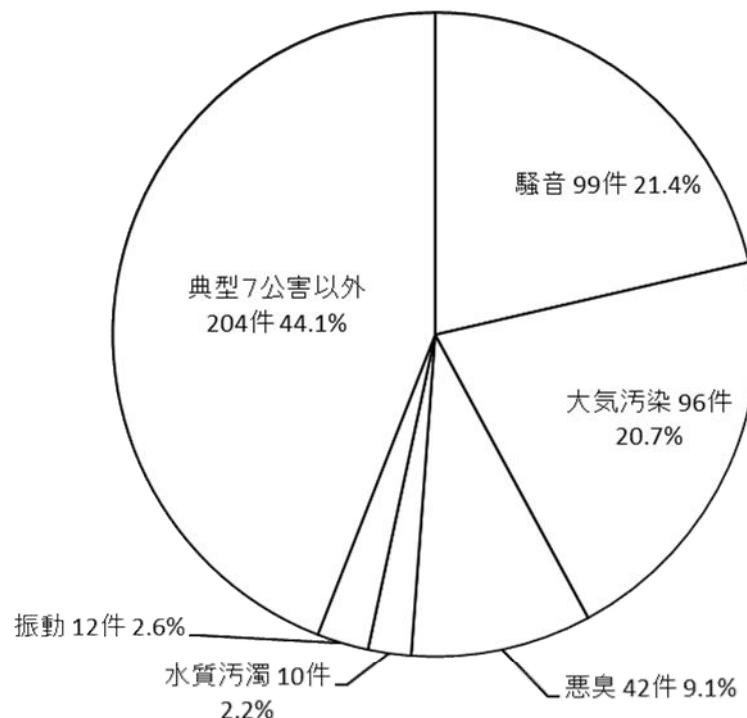


図4-1 種類別の苦情件数(令和2年度)

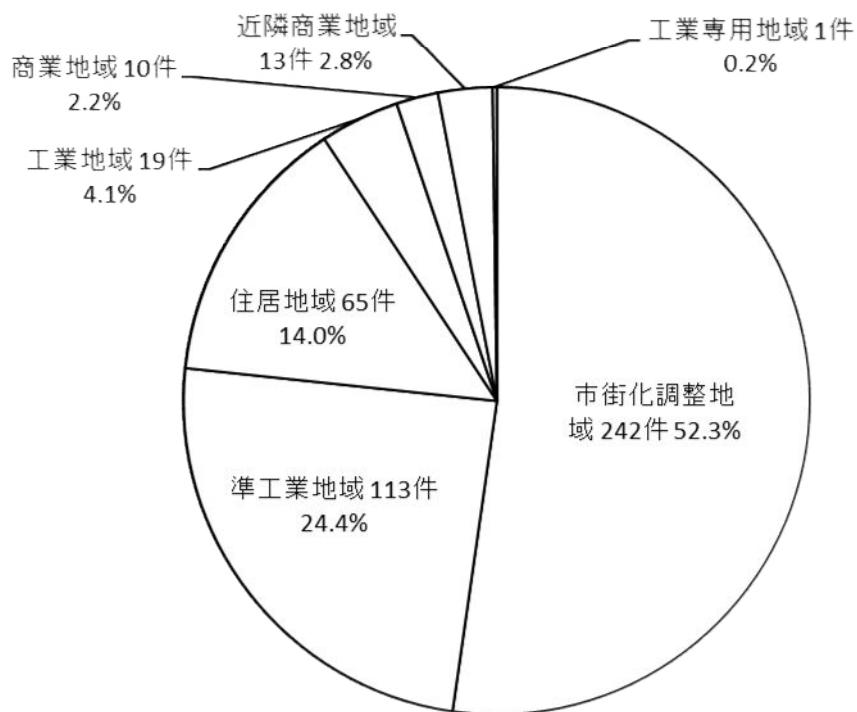


図4-2 用途地域別の苦情件数(令和2年度)

表 4-1 月別の苦情件数(令和 2 年度)

種類 月	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計	月別比率 (%)
4	7	0	9	4	0	11	31	6.7
5	12	0	11	1	4	17	45	9.7
6	4	0	15	0	5	21	45	9.7
7	4	3	8	0	5	23	43	9.3
8	8	2	6	0	1	27	44	9.5
9	6	0	10	2	5	16	39	8.4
10	19	1	4	1	3	16	44	9.5
11	14	2	7	0	6	6	35	7.6
12	7	0	6	0	5	8	26	5.6
1	6	2	6	1	6	4	25	5.4
2	6	0	11	0	1	4	22	4.8
3	3	0	6	3	1	51	64	13.8
計	96	10	99	12	42	204	463	100.0
比率 (%)	20.7	2.2	21.4	2.6	9.1	44.1	100.0	

表 4-2 典型 7 公害の発生源別の苦情件数(令和 2 年度)

区分	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計
農業、林業	2	0	0	0	0	0	3	5
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、碎石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	8	1	0	35	7	0	1	52
製造業	4	2	0	20	3	0	11	40
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業、郵便業	0	0	0	6	0	0	0	1
卸売業、小売業	1	0	0	0	0	0	4	5
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	4	0	0	1	5
学術研究・専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	8	0	0	1	9
生活関連サービス業、娯楽業	0	1	0	4	0	0	0	5
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	0	0	0	1	0	0	0	2
複合サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	3	0	0	5	0	0	5	13
公務(他に分類されるものは除く)	0	0	0	1	0	0	0	1
分類不能の産業	1	0	0	3	0	0	0	4
個人	20	0	0	0	0	0	6	26
不明	57	6	0	12	2	0	10	87
合計	96	10	0	99	12	0	42	259

5 騷 音 · 振 動

5 騒音・振動

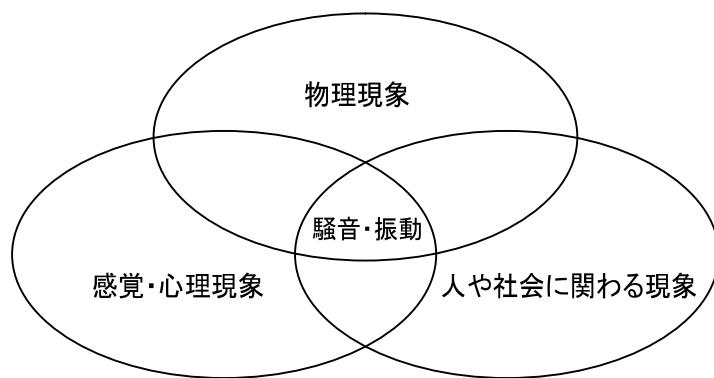
概況

音には情報を伝え、コミュニケーションに役立つ機能的側面と、心に安らぎを与える、時には不快を与えるなどの感覚的な側面があるが、物理的現象の音（大気に生じた音圧の微小な乱れによる波）を、人が「音」として知覚し、生活の中で不必要で好ましくない感じたとき、その音は騒音となる。

騒音には、工場・事業場の事業騒音、建設作業騒音、鉄道・飛行機・自動車等の騒音、飲食店などの深夜営業騒音、市民の日常生活が発生源ともなる近隣騒音などがある。騒音は、「好ましくない音」や「無い方がよい音」といわれるよう、心理的な評価を含んだ言葉で表現され、その印象は、聞く人の状態によって大きく左右される。心理状態、発生源との関係や社会的立場、生活歴など、さまざまな要因の影響で、物理的には同じ音であっても、状況によって異なる影響を生じることがある。

一方、振動とは、地面や建物等の物体が上下、あるいは横方向に揺れることをいうが、公害としての振動は、「人為的に発生する好ましくない振動、不快な振動」を指す。発生源には工場や建設作業、交通機関などがあり、騒音と類似した特性を持つ。大気汚染や水質汚濁とは異なり、その物理的性質から生活環境に及ぼす影響範囲はかなり限定されており、直接に人の健康を損なうことはきわめて稀であるという性格を有する。住民からの苦情としては、気分がいらいらする、戸や障子が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の生活妨害が主であるが、大きな振動の発生源に近接している場合には家屋の建付けの歪みやひび割れ等の物的被害を訴える例もある。

騒音・振動を形成している3つの要因



●騒音の大きさ

人間の耳で感じる大きさは、同じ物理的な音でも周波数の高低により、異なった大きさに聞こえる性質がある。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定できる騒音計を用いて数値（騒音レベル）を測る。単位としては「dB」が使われる。

●振動の大きさ

振動の大きさは、その振幅や速度等で決まる。人体の感じ方は複雑なので、人体に合うように補正した振動計が定められており、単位として「dB」を用いる。

●騒音の大きさのめやす

(単位 : dB)

120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛（前方 2m）
100	電車の通るときのガード下
90	騒々しい工場の中、カラオケ（客席中央）
80	地下鉄の車内、ピアノ
70	騒々しい事務所、ステレオ
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所の中
40	深夜の市内、図書館の中
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉の触れ合う音

●振動の大きさのめやす

(単位 : dB)

90	吊り下げ物は大きく揺れ、食器類は音を立てる。眠っている人のほとんどが目を覚まし、歩行者も揺れを感じる。(震度 4)
80	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。(震度 3)
70	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部が目を覚ます。電灯等の吊り下げ物がわずかに揺れる。(震度 2)
60	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。(震度 1)
50	人体に感じない程度。(震度 0)

(1) 騒音・振動の規制

ア 規制対象

産業機械の中でも、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設と言い、騒音規制法では 28 種類、振動規制法では 16 種類の施設が対象になっている。特定施設を設置する工場又は事業場を特定工場等といい、そこから発生する騒音・振動が規制の対象になっている。また、県条例では、法律を補うために施設の横出しや原動機の定格出力等の上乗せの規制をしている。

特定工場等の事業者は、敷地境界における騒音・振動の規制基準を遵守する義務がある。また、工場又は事業場に新たに規制対象となる施設を設置するなどの事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県条例に基づき届出が義務付けられている。

なお、発生する騒音又は振動が基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合には、その事態を改善するために必要な勧告又は命令が発動されることがある。改善命令に違反した場合においては、罰則が科せられる。

イ 規制対象施設届出状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

令和 2 年度における騒音規制法、振動規制法及び県条例の届出状況であるが、騒音・振動共に、本市の産業形態の特色である織機が大部分を占めている。

なお、令和 2 年度における届出状況は、表 5-1、表 5-2 及び表 5-3 のとおりである。

表 5-1 騒音規制法に係る届出状況(令和3年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1 金属加工機械	105	0	523	2
2 空気圧縮機等	268	-2	1,533	38
3 土石用破碎機等	4	0	5	0
4 織機	2,827	-370	13,947	-1,288
5 建設用資材製造機械	5	0	7	0
6 穀物用製粉機	1	0	1	0
7 木材加工機械	44	-1	77	-1
8 抄紙機	0	0	0	0
9 印刷機械	38	1	134	1
10 合成樹脂用射出成形機	64	0	501	-2
11 鑄型造型機	2	0	11	0
合 計	3,358	-372	16,739	-1,250

令和2年度届出数（種類別内訳）

設置（使用）	数変更	氏名等変更	使用全廃	承継	合計
6	4	13	1	0	24

表 5-2 振動規制法に係る届出状況(令和3年3月31日現在)

施設名	特定工場等数	前年度比較増減	特定施設数	前年度比較増減
1 金属加工機械	110	-1	615	-10
2 圧縮機	159	-1	521	9
3 土石用破碎機等	5	0	8	0
4 織機	2,863	-343	14,326	-1,206
5 コンクリートブロックマシン等	3	0	4	0
6 木材加工機械	3	0	2	0
7 印刷機械	19	1	52	1
8 ロール機	1	0	1	0
9 合成樹脂用射出成形機	71	0	575	-2
10 鑄型造型機	2	0	11	0
合 計	3,236	-344	16,115	-1,208

令和2年度届出数（種類別内訳）

設置（使用）	数変更	氏名等変更	使用全廃	承継	合計
5	4	12	1	0	22

表 5-3 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況(令和3年3月31日現在)

騒 音					
施設名	規制対象工場数	前年度比較増減	騒音発生施設数	前年度比較増減	
1 金属加工機械	85	0	307	0	
2 空気圧縮機等	455	15	2,707	162	
3 土石用破碎機等	1	0	2	0	
4 織機	3	0	17	0	
5 建設用資材製造機械	2	0	2	0	
6 穀物用製粉機	0	0	0	0	
7 木材加工機械	5	0	8	0	
8 抄紙機	0	0	0	0	
9 印刷機械	1	0	101	0	
10 合成樹脂用射出成形機	6	0	68	0	
11 鋳型造型機	1	0	1	0	
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	59	-2	102	-1	
13 送風機及び排風機	65	1	547	2	
14 走行クレーン	3	0	19	0	
15 洗びん機	0	0	0	0	
16 真空ポンプ	2	0	30	0	
合 計	688	14	3,911	163	

振 動					
施設名	規制対象工場数	前年度比較増減	振動発生施設数	前年度比較増減	
1 金属加工機械	19	0	179	0	
2 圧縮機等	479	15	3,703	164	
3 土石用破碎機等	0	0	0	0	
4 織機	3	0	17	0	
5 コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0	
6 木材加工機械	0	0	0	0	
7 印刷機械	1	0	101	0	
8 ロール機	0	0	0	0	
9 合成樹脂用射出成形機	4	0	41	0	
10 鋳型造型機	1	0	22	0	
11 穀物用製粉機	1	0	1	0	
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	67	-2	141	-1	
13 送風機及び排風機	138	0	1,179	-1	
合 計	713	13	5,384	162	

令和2年度届出数（種類別内訳）【上段：騒音関係、下段：振動関係】

設置（使用）	数変更	氏名等変更	使用全廃	承継	合計
19	3	14	4	8	48
20	4	15	4	8	51

ウ 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を行うときには、騒音規制法、振動規制法又は県条例による規制が行われている。

エ 特定建設作業実施届出状況

令和 2 年度に市内で行われた建設作業の中で、法律・県条例に該当する特定建設作業の届出件数は、騒音関係は 5,133 件、振動関係は 480 件であった。

作業別でみると、騒音関係では、県条例のブルドーザー・バックホウ等を用いる作業が 1,481 件と最も多く、全体の 28.9% を占めた。

振動関係では、ブレーカーを使用する作業が 426 件と最も多く、全体の 88.8% を占めた。

なお、令和 2 年度における届出状況は、表 5-4 のとおりである。

表 5-4 特定建設作業届出件数(令和 2 年度)

騒 音															合計
法律	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧							
県条例									⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
件数	15	2	549	99	3	314	37	29	186	349	944	1,481	1,125	5,133	

振 動					
法律	①	②	③	④	合計
県条例					
件数	32	0	22	426	480

(注) 丸数字は、表 5-5 の規制対象建設作業の種類を示す。

表 5-5 規制対象建設作業

騒音関係	法律	県条例
	種類の番号	
くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	①	①
びょう打機を使用する作業	②	②
さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	③	③
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	④	④
コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	⑤	⑤
バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑥	
トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑦	
ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑥
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		⑦
コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		⑧
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		⑨
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑩

(注) 1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。

2 くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。

また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

3 びょう打ち機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。

ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

4 さく岩機には、ドリフタ・レッギドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

振動関係	法律	県条例
	種類の番号	
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	①	①
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	②
舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	③	③
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	④	④

(注) 1 アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。

2 舗装版破碎機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破碎する専用機である。

(2) 騒音・振動の調査

令和 2 年度も引き続き、自動車騒音、道路交通振動及び新幹線鉄道騒音についての調査を実施した。

ア 自動車騒音

社会経済の発展により主要幹線道路が整備され、これに伴い輸送体系も自動車輸送が中心となり自動車も大型化した。また、市民生活においても乗用車の普及はめざましく、社会的効用をもたらした反面、各地で交通公害問題を引き起こした。

(ア) 環境基準達成状況の評価（面的評価）

騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視は、法定受託事務となっている。これは、道路に面する地域において、「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握するものであり、一定地域内の住居等のうち環境基準を達成する戸数及びその割合により評価するものである。市内全域を 5 年間に分割して調査している。

5 年目となる令和 2 年度は、市内幹線道路沿いの 8 区間で面的評価を行い、評価区間内の全戸数 2,864 戸のうち 2,848 戸で環境基準を達成し、達成率 99.4% であった。

なお、令和 2 年度における調査結果は、表 5-6 のとおりである。

(イ) 要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項には、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（要請限度）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする旨が規定されている。

令和 2 年度は、市内幹線道路沿いの 8 地点で調査を実施し、全地点で要請限度内であった。

なお、令和 2 年度における調査結果は、表 5-7 のとおりである。

イ 道路交通振動

道路を走行する自動車等により発生する地盤振動であり、大型車を含む交通量が比較的多い場合の道路交通振動は、不規則かつ大幅に変動する振動となる。騒音と並んで、道路沿線住民の生活環境に及ぼす影響が問題となっている。

(ア) 要請限度

振動規制法第16条第1項には、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超えておりることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請するものとする旨が規定されている。

令和2年度は、市内幹線道路沿いの8地点で調査を実施し、全地点で要請限度内であった。

なお、令和2年度における調査結果は、表5-8のとおりである。

表5-6 自動車騒音調査結果(環境基準)

No.	道 路 名	調査地点	評価区間			調査期間	調査地点の 環境基準(dB)		騒音レベル L _{Aeq} (dB)		環境基準達成戸数			調査 区間内 全戸数	環境基準達成率				
			起点	終点	延長 (km)		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜		
1	一般国道22号	高畠町2丁目	観音町	高田	3.1	R2.10.22 ～R2.10.23	70	65	65	65	295	292	292	295	100.0%	99.0%	99.0%		
2	県道尾張一宮停車場線	本町4丁目	栄3丁目	本町3丁目	0.3	R2.12.17 ～R2.12.18	70	65	65	60	217	217	217	217	100.0%	100.0%	100.0%		
3	県道一宮犬山線	大赤見	大浜2丁目	時之島	2.8	R2.11.11 ～R2.11.12	70	65	65	60	452	447	447	453	99.8%	98.7%	98.7%		
4	県道大垣一宮線	東出町	籠屋3丁目	音羽3丁目	2.4	R2.10.13 ～R2.10.14	70	65	69	65	253	253	253	254	99.6%	99.6%	99.6%		
5	県道一宮各務原線	中島通5丁目	文京1丁目	佐千原	1.7	R2.11.17 ～R2.11.18	70	65	64	59	364	359	359	364	100.0%	98.6%	98.6%		
6	県道一宮西中野線	大和町南高井	丹陽町多加木	萩原町東宮重	3.7	R2.12.2 ～R2.12.3	70	65	58	54	524	524	524	524	100.0%	100.0%	100.0%		
7	県道富田一宮線	萩原町花井方	萩原町花井方	未広2丁目	2.5	R2.12.9 ～R2.12.10	70	65	66	64	272	272	272	272	100.0%	100.0%	100.0%		
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	大和町妙興寺	千秋町浅野羽根	4.0	R2.10.29 ～R2.10.30	70	65	67	61	484	484	484	485	99.8%	99.8%	99.8%		
合 計					20.5	—	—			2,861	2,848	2,848	2,864	99.9%	99.4%	99.4%			

表5-7 自動車騒音調査結果（要請限度）

No.	道 路 名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		騒音レベル (L _{Aeq}) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畠町2丁目	準工業	6	R2.10.20～R2.10.23	昼	75	65	適
						夜	70	63	適
2	県道尾張一宮停車場線	本町4丁目	商業	4	R2.12.15～R2.12.18	昼	75	66	適
						夜	70	60	適
3	県道一宮犬山線	大赤見	未指定	2	R2.11.10～R2.11.13	昼	75	65	適
						夜	70	60	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	R2.10.13～R2.10.16	昼	75	69	適
						夜	70	65	適
5	県道一宮各務原線	中島通5丁目	準工業	2	R2.11.17～R2.11.20	昼	75	64	適
						夜	70	59	適
6	県道一宮西中野線	大和町南高井	未指定	2	R2.12.1～R2.12.4	昼	75	58	適
						夜	70	53	適
7	県道富田一宮線	萩原町花井方	未指定	2	R2.12.8～R2.12.11	昼	75	66	適
						夜	70	64	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	R2.10.27～R2.10.30	昼	75	67	適
						夜	70	61	適

表5-8 道路交通振動調査結果（要請限度）

No.	道 路 名	調査地点	用途地域	車線	調査期間	要請限度		振動レベル (L ₁₀) (dB)	適否
						時間区分	(dB)		
1	一般国道22号	高畠町2丁目	準工業	6	R2.10.20～R2.10.21	昼	70	45	適
						夜	65	42	適
2	県道尾張一宮停車場線	本町4丁目	商業	4	R2.12.17～R2.12.18	昼	70	27	適
						夜	65	22	適
3	県道一宮犬山線	大赤見	未指定	2	R2.11.11～R2.11.12	昼	70	36	適
						夜	65	29	適
4	県道大垣一宮線	東出町	工業	4	R2.10.13～R2.10.14	昼	70	39	適
						夜	65	33	適
5	県道一宮各務原線	中島通5丁目	準工業	2	R2.11.17～R2.11.18	昼	70	46	適
						夜	65	44	適
6	県道一宮西中野線	大和町南高井	未指定	2	R2.12.3～R2.12.4	昼	70	37	適
						夜	65	28	適
7	県道富田一宮線	萩原町花井方	未指定	2	R2.12.10～R2.12.11	昼	70	50	適
						夜	65	49	適
8	市道一宮春日井線	森本3丁目	準住居	4	R2.10.28～R2.10.29	昼	65	45	適
						夜	60	38	適

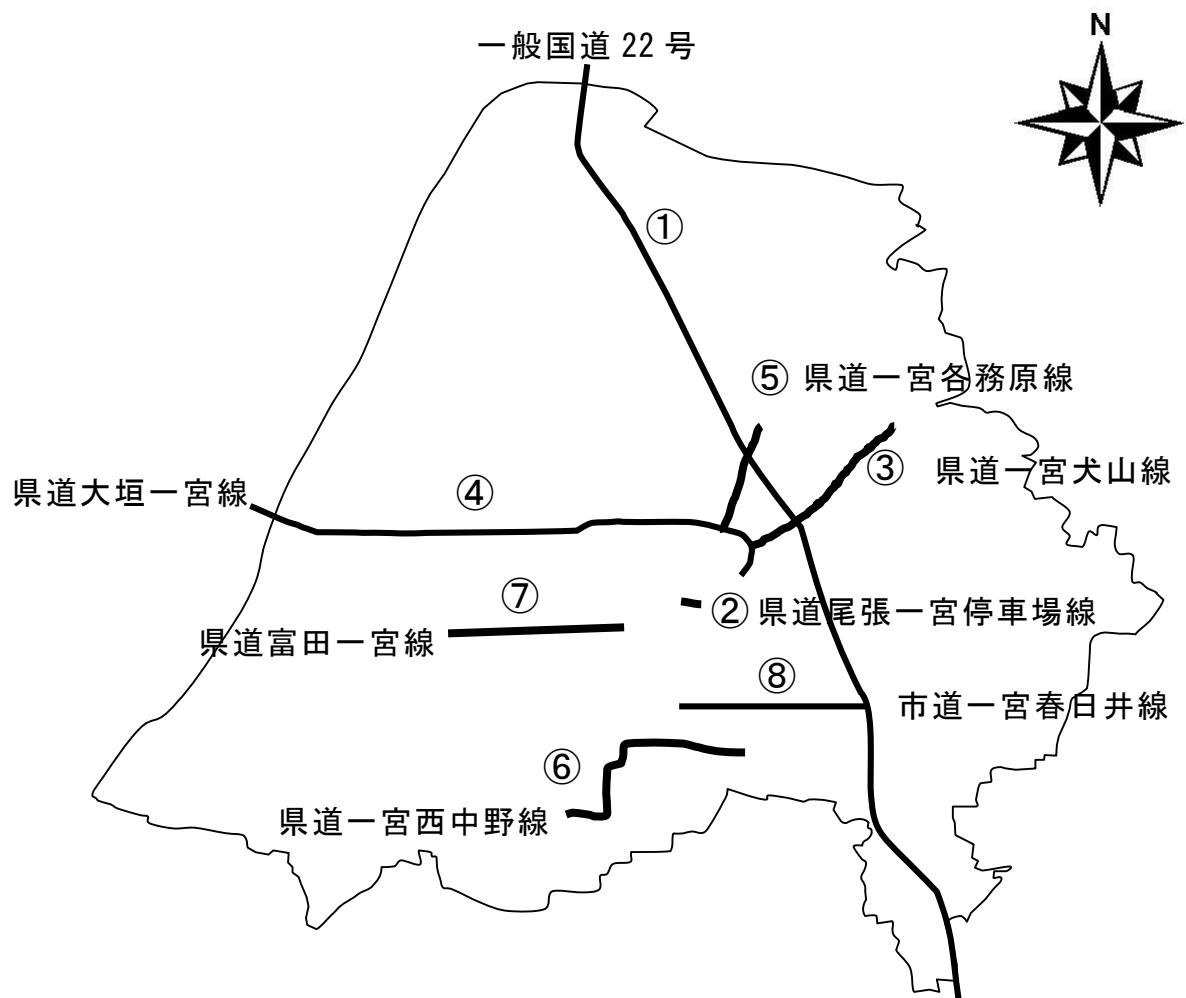


図 5-1 自動車騒音・道路交通振動調査地点(令和 2 年度)

ウ 新幹線鉄道騒音

新幹線鉄道の沿線における騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日付環境庁告示第 46 号）により環境基準が定められている。環境基準の達成状況を把握するため、新幹線鉄道騒音調査を実施した。

令和 2 年度は、8 地点（25m 地点で 4 か所及び 50m 地点で 4 か所）で調査を実施し、25m 地点では 1 地点で環境基準を超過し、50m 地点ではすべて環境基準に適合した。

なお、令和 2 年度における調査結果は、表 5-9 のとおりである。

表 5-9 新幹線鉄道騒音調査結果

No.	調査日	調査地点	用途地域 (類型)	軌道 構造	環境 基準 (dB)	調査結果 (dB)	
						25m	50m
1	R2. 11. 5	萩原町築込字野中	市街化調整 (I)	盛土	70	72	68
2	R2. 11. 5	萩原町戸苅字杉林	市街化調整 (I)	高架	70	69	68
3	R2. 11. 6	明地字寺浦	市街化調整 (I)	高架	70	69	65
4	R2. 11. 6	祐久字屋敷裏	市街化調整 (I)	高架	70	68	67

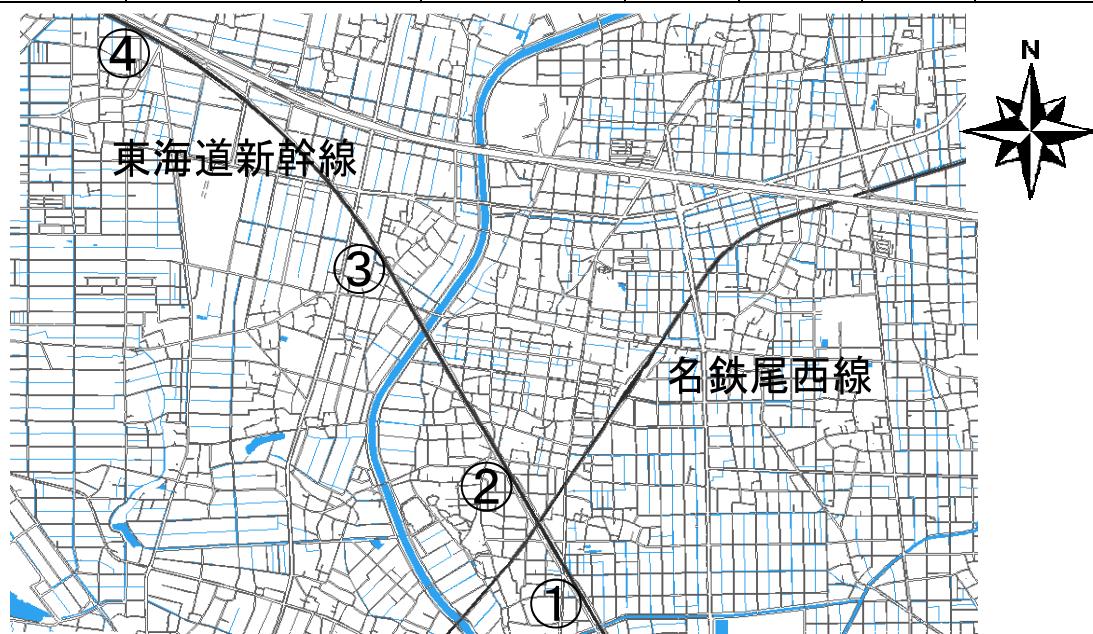


図 5-2 新幹線鉄道騒音調査地点(令和 2 年度)

6 大 氣 汚 染

6 大 気 汚 染

概 况

大気汚染の原因物質として代表的なものは、工場、事業場等の固定発生源からばい煙として排出される硫黄酸化物、浮遊粉じん、窒素酸化物及び自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素等がある。さらに、窒素酸化物と炭化水素が共存する場合、太陽光線（紫外線）の作用を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される光化学オキシダントがある。

これらの物質のうち、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（O_x）、浮遊粒子状物質（SPM）及び微小粒子状物質（PM2.5）の6物質について、大気保全環境行政の目標として環境基準が定められており、維持・達成するために大気汚染防止法、県条例により排出規制が行われている。

市内には愛知県一般環境大気測定局が3局設置（表6-1）されており、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等、市内の 大気汚染状況を常時監視している。本市は降下ばいじん調査等を行い、市内の 大気汚染状況の把握に努めている。

また、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、一般環境中の空間放射線量率（ガンマ線）を測定するため、愛知県が県内5箇所（うち1箇所が一宮市木曽川消防署測定局）にモニタリングポストを設置し、24時間連続して測定を行っている。

本市における令和2年度の大気関係の規制対象となる事業所・施設、一般粉じん関係の届出状況、事業所への立入調査状況については、表6-2から表6-6のとおりである。

表 6-1 愛知県一般環境大気測定局

測定局	愛知県一宮市松降通測定局 一宮市松降通7-27-1		
測定機	硫黄酸化物・粉じん自動測定記録計	測定項目	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質
	窒素酸化物自動測定記録計		窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素)
	オキシダント自動測定記録計		オキシダント
	微小粒子状物質自動計測器	項目	微小粒子状物質
	炭化水素自動測定記録計	項目	炭化水素(メタン、非メタン炭化水素)
	気象観測自動測定記録計	項目	風向・風速、温度、湿度
測定局	愛知県一宮市小信中島測定局 一宮市小信中島字川南12-3		
測定機	粉じん自動測定記録計	測定項目	浮遊粒子状物質
	窒素酸化物自動測定記録計		窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素)
	オキシダント自動測定記録計	項目	オキシダント
	気象観測自動測定記録計	項目	風向・風速
測定局	愛知県一宮市木曽川消防署測定局 一宮市木曽川町黒田字北宿二の切247-1		
測定機	粉じん自動測定記録計	測定項目	浮遊粒子状物質
	窒素酸化物自動測定記録計		窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素)
	オキシダント自動測定記録計		オキシダント
	気象観測自動測定記録計	項目	風向・風速

※木曽川消防署測定局ではモニタリングポストによる空間放射線量率(ガンマ線)の測定を行っている。

表6-2 大気関係施設の届出状況(令和3年3月31日現在)

施 設 名		事業所数	施設数
大 氣 汚 染 防 止 法	ばい煙発生施設	1. ボイラー	275
		5. 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	2
		11. 乾燥炉	5
		13. 廃棄物焼却炉	7
		29. ガスタービン	15
		30. ディーゼル機関	64
		31. ガス機関	7
	計		175 375
	粉じん発生施設	2. 鉱物又は土石の堆積場	2
		3. ベルトコンベア及びバケットコンベア	2
		計	4 4
県 民 の 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 條 例	揮発性有機化合物排出施設	2. 塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る)	2
		4. 印刷回路用銅張積層板、粘着テープもしくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	2
		7. 印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る)	2
		計	3 6
	ばい煙発生施設	1. ボイラー	50
		12. 乾燥炉	3
		32. 金属製品の熱処理施設	2
		33. 繊維の表面加工の用に供する蒸絨施設	7
		35のハ. 接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設	2
		35のホ. 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設	1
		35のヘ. 金属の表面加工の用に供する脱脂施設	3
		44. ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	1
		計	39 69
県 民 の 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 條 例	粉じん発生施設	2. 鉱物、土石又はチップの堆積場	1
		3. ベルトコンベア及びバケットコンベア	13
		4. 破碎機・粉碎機・摩碎機及び研磨機	27
		5. ふるい	1
		6. 打綿機及び混打綿機	2
		7. チッパー及び碎木機	2
		8. 吹付け塗装機	1
		計	22 47
	炭化水素系物質発生施設	2. ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	29 29

表6-3 大気汚染防止法に係る届出状況(令和3年3月31日現在)

設置(使用)	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
0	0	0	0	0	0

表6-4 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況(令和3年3月31日現在)

設置(使用)	構造等の変更	氏名等変更	使用廃止	承継	合計
0	0	4	1	0	5

表6-5 大気汚染防止法に係る立入調査状況(令和3年3月31日現在)

立入調査内容	件数
特定事業場立入調査	0
行政指導	0

表6-6 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る立入調査状況(令和3年3月31日現在)

立入調査内容	件数
特定事業場立入調査	9
行政指導	0

(1) 硫黄酸化物 (S O_x)

硫黄酸化物は、主として石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生するものであり、硫黄酸化物による大気汚染は、経済成長下における石油系燃料の大量消費により急速に拡大した。

硫黄酸化物の排出規制は、施設単位に排出基準を定める方法（K値規制）と高汚染地域に対して更に工場単位に総排出量基準を定める方法（総量規制）とが併用されている。

これらの規制に併せて、重油脱硫処理技術、排煙脱硫技術の向上により二酸化硫黄の環境基準の確保が図られている。

令和2年度における二酸化硫黄 (S O₂) の年平均値は0.001ppm (前年度0.001ppm) で、環境基準を達成した。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-7及び表6-8のとおりである。

表 6-7 二酸化硫黄(SO₂)測定結果

測定局	項目	令和2年									令和3年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一宮市松降通	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	29	17	30	31	28	30	349
	測定時間	(時間)	713	738	713	738	737	707	415	713	738	738	666	729 8,345
	月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04 ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.007	0.007	0.006	0.006	0.011	0.006	0.010	0.007	0.006	0.007	0.009	0.011
	日平均値の最高値	(ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.001	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003

(愛知県環境局資料)

表 6-8 年度別二酸化硫黄(SO₂)測定結果(1時間値の月平均値)

(ppm)

年度\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値
平成30年度	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
令和元年度	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
令和2年度	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

(愛知県環境局資料)

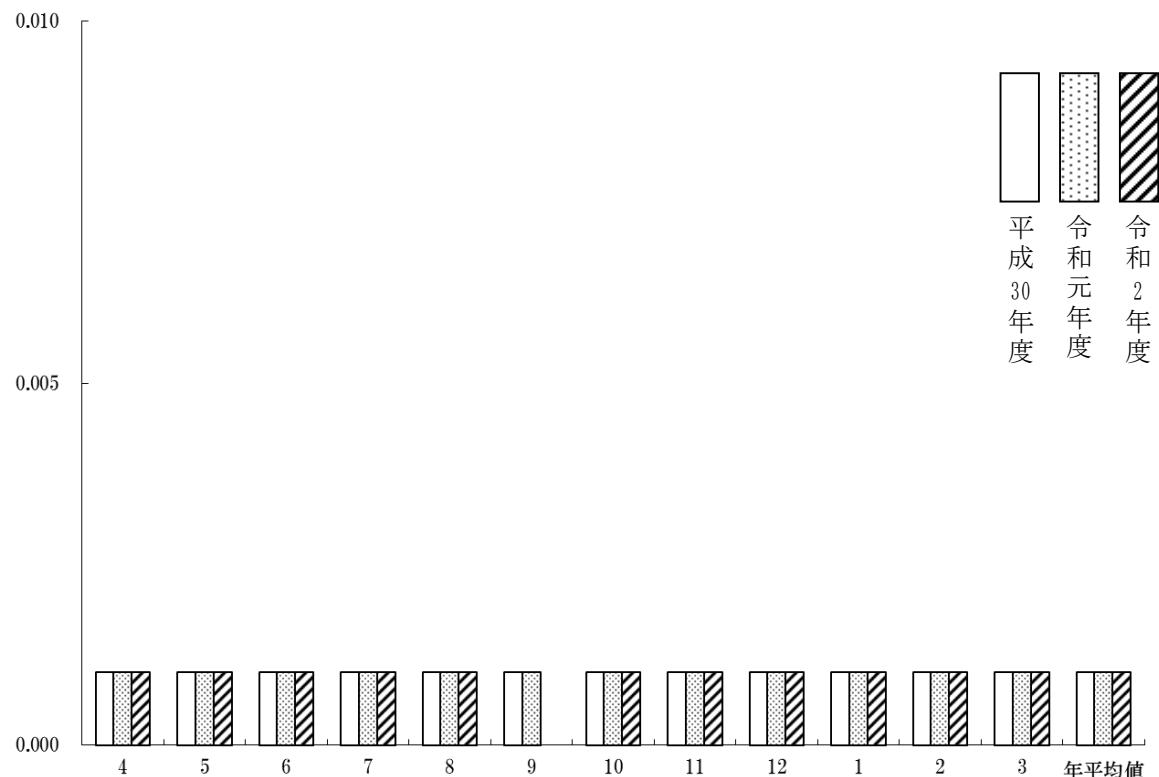


図 6-1 二酸化硫黄(SO₂)の推移

(2) 浮遊粒子状物質（S P M）

大気中の粒子状物質は、「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に大別され、更に浮遊粉じんは環境基準の設定されている粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の「浮遊粒子状物質」とそれ以外に区別される。これらの粒子状物質の発生源は工場、事業所等事業活動に係るものだけではなく、自動車の運行に伴い発生するもの、風による土壤粒子の舞い上がりや火山の噴煙等の自然現象によるものもある。

これらの各種発生源のうち、工場・事業所における事業活動及び自動車の運行に伴い発生するものについては、各種規制が行われているが、浮遊粒子状物質の原因としては、土砂のまき上げなど自然現象に起因するものも相当あることから、工場等固定発生源に対する規制強化とともに検討する必要があると思われる。

令和2年度における浮遊粒子状物質の測定結果であるが、松降通測定局の年平均値は $0.011\text{mg}/\text{m}^3$ （前年度 $0.012\text{mg}/\text{m}^3$ ）、小信中島測定局の年平均値は $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ （前年度 $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ ）、木曽川消防署測定局の年平均値は $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ （前年度 $0.014\text{mg}/\text{m}^3$ ）で、3測定局とも環境基準を達成した。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-9及び表6-10のとおりである。

表 6-9 浮遊粒子状物質(SPM)測定結果

測定局	項目	令和2年										令和3年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数 (日)	30	31	27	31	31	29	17	30	31	31	28	29	345	
	測定時間 (時間)	719	742	665	743	742	713	422	717	743	743	670	714	8,333	
	月平均値 (mg/m³)	0.010	0.012	0.013	0.012	0.021	0.011	0.008	0.010	0.007	0.008	0.010	0.014	0.011	
	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (mg/m³)	0.042	0.061	0.053	0.049	0.100	0.042	0.037	0.051	0.047	0.053	0.048	0.130	0.130	
	日平均値の最高値 (mg/m³)	0.019	0.033	0.028	0.029	0.047	0.019	0.015	0.027	0.017	0.030	0.023	0.079	0.079	
一宮市小信中島	有効測定日数 (日)	30	28	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	362	
	測定時間 (時間)	715	691	719	743	739	718	741	717	743	743	670	742	8,681	
	月平均値 (mg/m³)	0.011	0.012	0.014	0.012	0.021	0.011	0.010	0.013	0.009	0.010	0.013	0.016	0.013	
	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (mg/m³)	0.074	0.061	0.048	0.054	0.075	0.053	0.034	0.050	0.050	0.053	0.077	0.112	0.112	
	日平均値の最高値 (mg/m³)	0.020	0.037	0.030	0.030	0.044	0.020	0.021	0.028	0.025	0.034	0.027	0.070	0.070	
一宮市木曾川消防署	有効測定日数 (日)	30	31	27	31	31	30	31	30	31	31	28	28	359	
	測定時間 (時間)	719	742	669	742	741	718	741	717	743	743	671	707	8,653	
	月平均値 (mg/m³)	0.012	0.013	0.016	0.011	0.021	0.011	0.011	0.013	0.009	0.010	0.013	0.017	0.013	
	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数 (時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値の最高値 (mg/m³)	0.037	0.053	0.077	0.043	0.081	0.034	0.034	0.048	0.044	0.061	0.044	0.130	0.130	
	日平均値の最高値 (mg/m³)	0.023	0.038	0.033	0.028	0.046	0.021	0.021	0.026	0.020	0.041	0.028	0.084	0.084	

(愛知県環境局資料)

表 6-10 年度別浮遊粒子状物質(SPM)測定結果(1時間値の月平均値)

測定局	年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2 (mg/m³)	年平均値	
		平成30年度	0.020	0.015	0.015	0.025	0.020	0.012	0.012	0.012	0.009	0.008	0.012	0.013	0.014
一宮市松降通	令和元年度	0.012	0.014	0.014	0.017	0.023	0.012	0.010	0.010	0.008	0.008	0.009	0.010	0.012	0.012
	令和2年度	0.010	0.012	0.013	0.012	0.021	0.011	0.008	0.010	0.007	0.008	0.010	0.014	0.011	0.011
	平成30年度	0.021	0.015	0.015	0.021	0.014	0.009	0.011	0.011	0.009	0.009	0.013	0.013	0.013	0.013
一宮市小信中島	令和元年度	0.011	0.015	0.014	0.016	0.021	0.014	0.011	0.011	0.012	0.010	0.011	0.011	0.011	0.013
	令和2年度	0.011	0.012	0.014	0.012	0.021	0.011	0.010	0.013	0.009	0.010	0.013	0.016	0.013	0.013
	平成30年度	0.026	0.017	0.016	0.025	0.019	0.015	0.016	0.016	0.012	0.010	0.014	0.015	0.017	0.017
一宮市木曾川消防署	令和元年度	0.013	0.017	0.016	0.017	0.022	0.014	0.013	0.012	0.011	0.009	0.010	0.011	0.014	0.014
	令和2年度	0.012	0.013	0.016	0.011	0.021	0.011	0.011	0.013	0.009	0.010	0.013	0.017	0.013	0.013

(愛知県環境局資料)

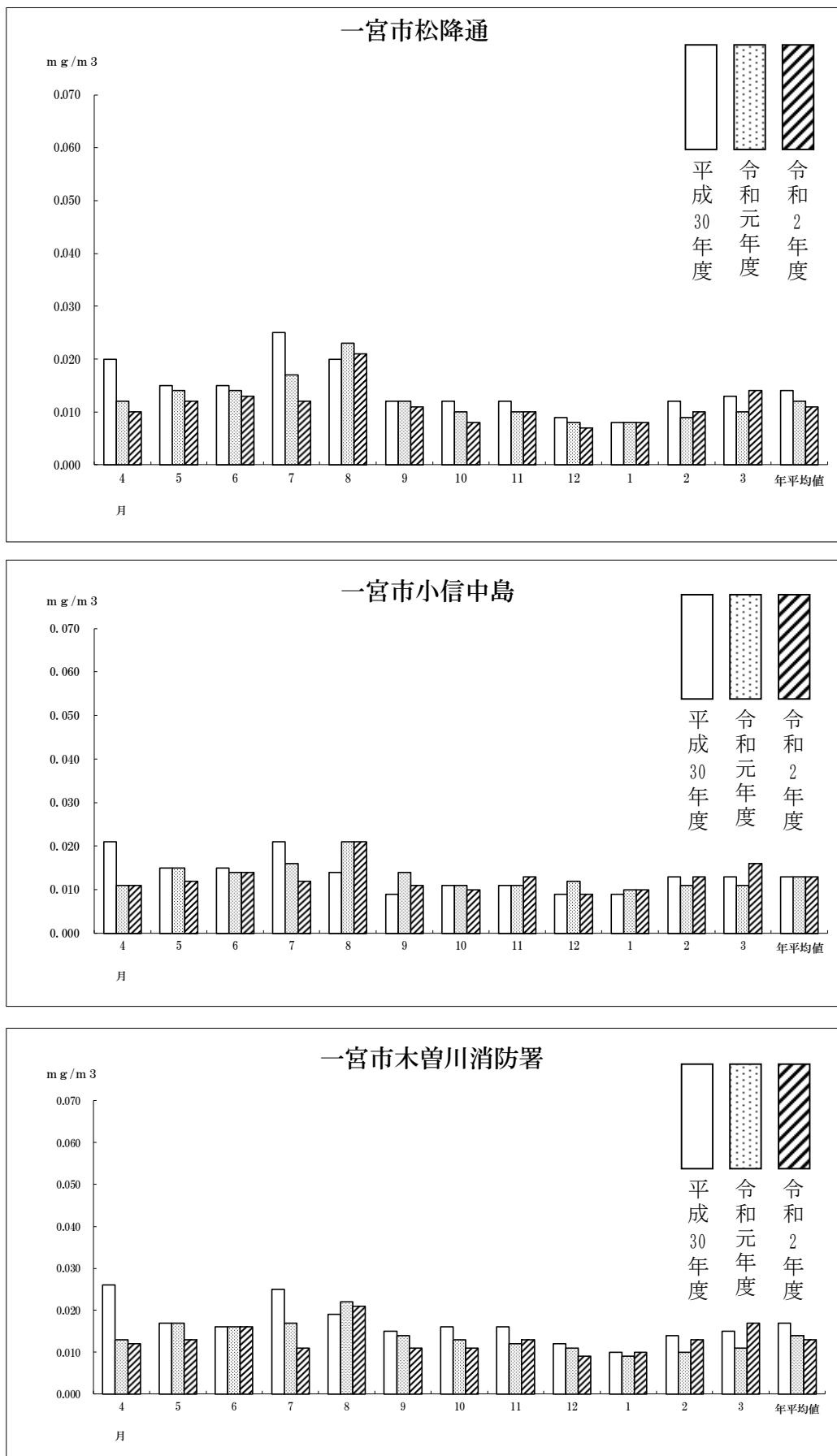


図 6-2 浮遊粒子状物質(SPM)の推移

(3) 窒素酸化物 (NOx)

窒素酸化物は、主として石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生する。その発生源としては、工場、事業所等の固定発生源に加えて、移動発生源である自動車の割合が大きい。

また、大気中の窒素酸化物は、光化学大気汚染の原因物質の一つでもある。

工場、事業所等固定発生源に対しては、施設単位の排出規制と高汚染地域に対して、更に、工場単位の総量規制が併用されている。

また、自動車等移動発生源に対しては、数次にわたる排出ガス規制によりエンジン改良等の対策がとられている。

窒素酸化物の測定値は、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) の測定値を合計したものであり、環境基準は二酸化窒素についてのみ設定されている。

令和2年度における窒素酸化物の測定結果であるが、松降通測定局の年平均値は 0.011ppm (前年度 0.011ppm) で、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO + NO₂)) は 85.0% (前年度 85.2%) であった。小信中島測定局の年平均値は 0.010ppm (前年度 0.011ppm) で、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO + NO₂)) は 85.7% (前年度 82.4%) であった。木曽川消防署測定局の年平均値は 0.009ppm (前年度 0.010ppm) で、窒素酸化物と二酸化窒素の割合 (NO₂ / (NO + NO₂)) は 82.7% (前年度 83.8%) であった。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-11のとおりである。

ア 一酸化窒素 (NO)

松降通測定局の年平均値は 0.002ppm (前年度 0.002ppm)、小信中島測定局の年平均値は 0.001ppm (前年度 0.002ppm)、木曽川消防署測定局の年平均値は 0.002ppm (前年度 0.002ppm) と通常測定される範囲内であった。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-12のとおりである。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

松降通測定局の年平均値は 0.010ppm (前年度 0.010ppm)、小信中島測定局の年平均値は 0.008ppm (前年度 0.009ppm)、木曽川消防署測定局の年平均値は 0.008ppm (前年度 0.008ppm) と、3 測定局とも環境基準を達成した。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-13のとおりである。

表 6-11 窒素酸化物(NOx)測定結果

測定局	項目	令和2年										令和3年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数	(日)	30	30	30	31	31	29	17	30	31	31	28	31	349
	測定時間	(時間)	713	730	713	738	737	707	416	712	738	737	666	732	8,339
	月平均値	(ppm)	0.008	0.007	0.008	0.010	0.007	0.008	0.012	0.013	0.014	0.014	0.013	0.011	0.011
	1時間値の最高値	(ppm)	0.036	0.027	0.027	0.043	0.032	0.027	0.052	0.085	0.059	0.089	0.063	0.050	0.089
	日平均値の最高値	(ppm)	0.015	0.012	0.011	0.021	0.014	0.014	0.030	0.025	0.027	0.037	0.027	0.021	0.037
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	90.7	92.0	92.2	82.5	88.0	88.2	82.4	81.7	79.5	79.8	85.6	87.9	85.0
一宮市小信中島	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	31	364
	測定時間	(時間)	710	738	712	738	730	712	736	713	738	738	666	736	8,667
	月平均値	(ppm)	0.007	0.007	0.008	0.009	0.007	0.007	0.010	0.012	0.013	0.012	0.012	0.010	0.010
	1時間値の最高値	(ppm)	0.051	0.030	0.043	0.032	0.033	0.032	0.056	0.050	0.044	0.056	0.057	0.045	0.057
	日平均値の最高値	(ppm)	0.018	0.012	0.011	0.018	0.015	0.015	0.030	0.022	0.026	0.026	0.026	0.023	0.030
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	89.5	91.8	90.5	82.0	86.0	86.7	83.9	83.4	82.4	83.1	86.7	87.7	85.7
一宮市木曽川消防署	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	27	360
	測定時間	(時間)	713	738	712	738	731	713	735	713	738	738	666	660	8,595
	月平均値	(ppm)	0.007	0.006	0.008	0.008	0.006	0.007	0.010	0.011	0.013	0.012	0.012	0.009	0.009
	1時間値の最高値	(ppm)	0.064	0.027	0.101	0.042	0.032	0.029	0.047	0.043	0.050	0.059	0.057	0.041	0.101
	日平均値の最高値	(ppm)	0.013	0.011	0.018	0.018	0.013	0.013	0.025	0.021	0.026	0.027	0.023	0.021	0.027
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	85.5	87.5	80.6	80.2	82.9	83.8	82.9	81.0	79.4	80.4	85.3	87.3	82.7

(愛知県環境局資料)

表 6-12 一酸化窒素(NO)測定結果

測定局	項目	令和2年										令和3年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数	(日)	30	30	30	31	31	29	17	30	31	31	28	31	349
	測定時間	(時間)	713	730	713	738	737	707	416	712	738	737	666	732	8,339
	月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002
	1時間値の最高値	(ppm)	0.011	0.009	0.008	0.020	0.017	0.013	0.027	0.063	0.036	0.062	0.024	0.015	0.063
	日平均値の最高値	(ppm)	0.003	0.002	0.002	0.007	0.003	0.004	0.013	0.009	0.007	0.013	0.006	0.003	0.013
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	85.5	87.5	80.6	80.2	82.9	83.8	82.9	81.0	79.4	80.4	85.3	87.3	82.7
一宮市小信中島	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	31	364
	測定時間	(時間)	710	738	712	738	730	712	736	713	738	738	666	736	8,667
	月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	1時間値の最高値	(ppm)	0.030	0.007	0.029	0.015	0.018	0.017	0.030	0.019	0.022	0.024	0.020	0.010	0.030
	日平均値の最高値	(ppm)	0.003	0.001	0.003	0.005	0.004	0.004	0.013	0.005	0.006	0.006	0.004	0.003	0.013
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	85.5	87.5	80.6	80.2	82.9	83.8	82.9	81.0	79.4	80.4	85.3	87.3	82.7
一宮市木曽川消防署	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	27	360
	測定時間	(時間)	713	738	712	738	731	713	735	713	738	738	666	660	8,595
	月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002
	1時間値の最高値	(ppm)	0.052	0.013	0.058	0.025	0.017	0.020	0.024	0.024	0.027	0.037	0.023	0.010	0.058
	日平均値の最高値	(ppm)	0.003	0.001	0.007	0.005	0.003	0.004	0.011	0.005	0.007	0.007	0.005	0.002	0.011
	月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	85.5	87.5	80.6	80.2	82.9	83.8	82.9	81.0	79.4	80.4	85.3	87.3	82.7

(愛知県環境局資料)

表 6-13 二酸化窒素(NO₂)測定結果

測定局	項目	令和2年										令和3年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数	(日)	30	30	30	31	31	29	17	30	31	31	28	31	349
	測定時間	(時間)	713	730	713	738	737	707	416	712	738	737	666	732	8,339
	月平均値	(ppm)	0.007	0.007	0.008	0.008	0.006	0.007	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009
	1時間値の最高値	(ppm)	0.035	0.022	0.027	0.028	0.018	0.020	0.034	0.042	0.035	0.048	0.051	0.035	0.051
	日平均値の最高値	(ppm)	0.013	0.010	0.011	0.015	0.011	0.011	0.017	0.018	0.020	0.024	0.023	0.019	0.024
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	31	364
一宮市小信中島	測定時間	(時間)	710	738	712	738	730	712	736	713	738	738	666	736	8,667
	月平均値	(ppm)	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.009	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008
	1時間値の最高値	(ppm)	0.035	0.029	0.025	0.028	0.021	0.020	0.036	0.046	0.037	0.044	0.048	0.042	0.048
	日平均値の最高値	(ppm)	0.015	0.011	0.010	0.013	0.011	0.011	0.017	0.018	0.020	0.020	0.022	0.020	0.022
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	27	360
	測定時間	(時間)	713	738	712	738	731	713	735	713	738	738	666	660	8,595
一宮市木曽川消防署	月平均値	(ppm)	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.006	0.008	0.009	0.010	0.010	0.010	0.008	0.008
	1時間値の最高値	(ppm)	0.028	0.026	0.043	0.025	0.021	0.021	0.032	0.037	0.032	0.037	0.044	0.037	0.044
	日平均値の最高値	(ppm)	0.011	0.010	0.011	0.013	0.010	0.009	0.015	0.017	0.019	0.020	0.020	0.019	0.020
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有効測定日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	測定時間	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	月平均値	(ppm)	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.006	0.008	0.009	0.010	0.010	0.010	0.008	0.008

(愛知県環境局資料)

表 6-14 年度別二酸化窒素(NO₂)測定結果(1時間値の月平均値)

(ppm)

測定局	年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値
		平成30年度	0.010	0.010	0.008	0.008	0.007	0.009	0.011	0.013	0.012	0.013	0.013	0.011	0.010
一宮市松降通	令和元年度	0.009	0.008	0.008	0.009	0.008	0.008	0.010	0.011	0.013	0.011	0.012	0.010	0.010	0.010
	令和2年度	0.007	0.007	0.008	0.008	0.006	0.007	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
	平成30年度	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.009	0.010	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
一宮市小信中島	令和元年度	0.007	0.007	0.007	0.007	0.008	0.007	0.009	0.010	0.012	0.010	0.011	0.009	0.009	0.009
	令和2年度	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.009	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008
	平成30年度	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.009	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009
一宮市木曾川消防署	令和元年度	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.009	0.010	0.012	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008
	令和2年度	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.006	0.008	0.009	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008

(愛知県環境局資料)

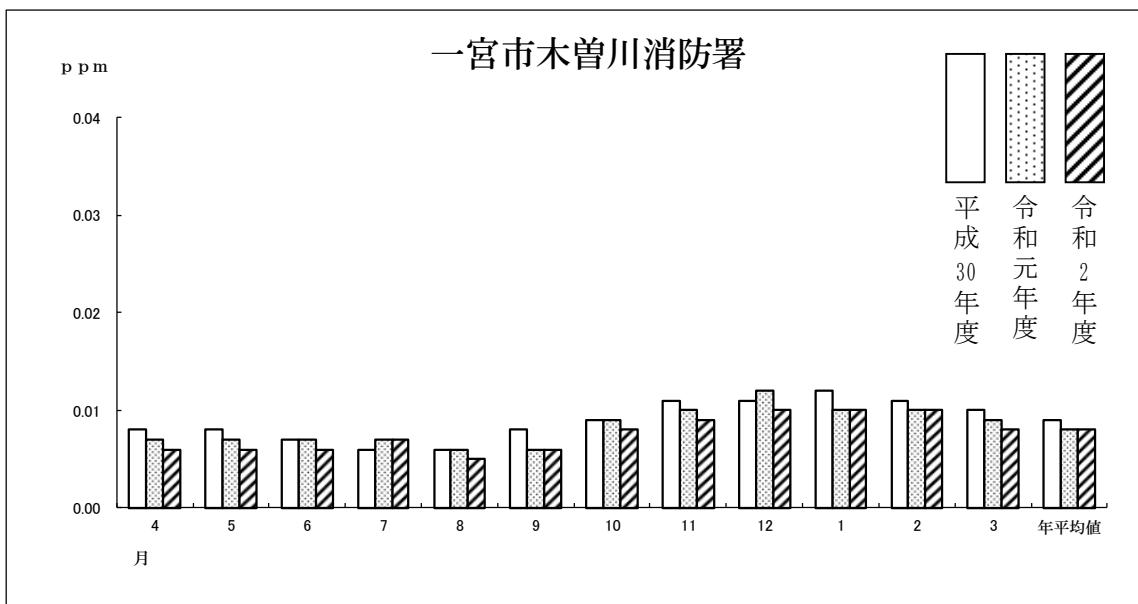
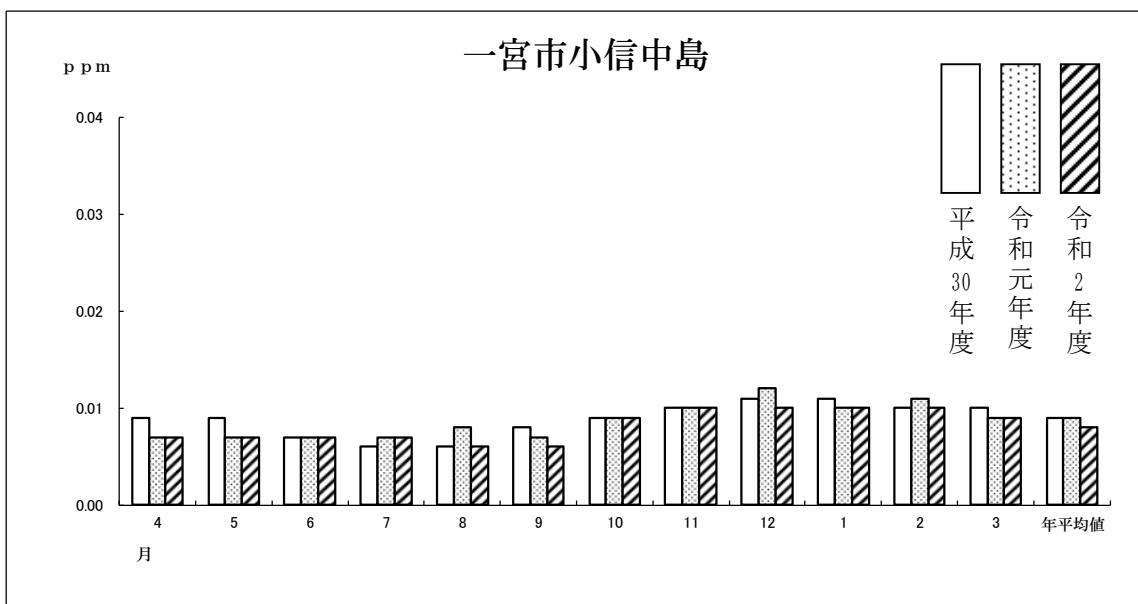
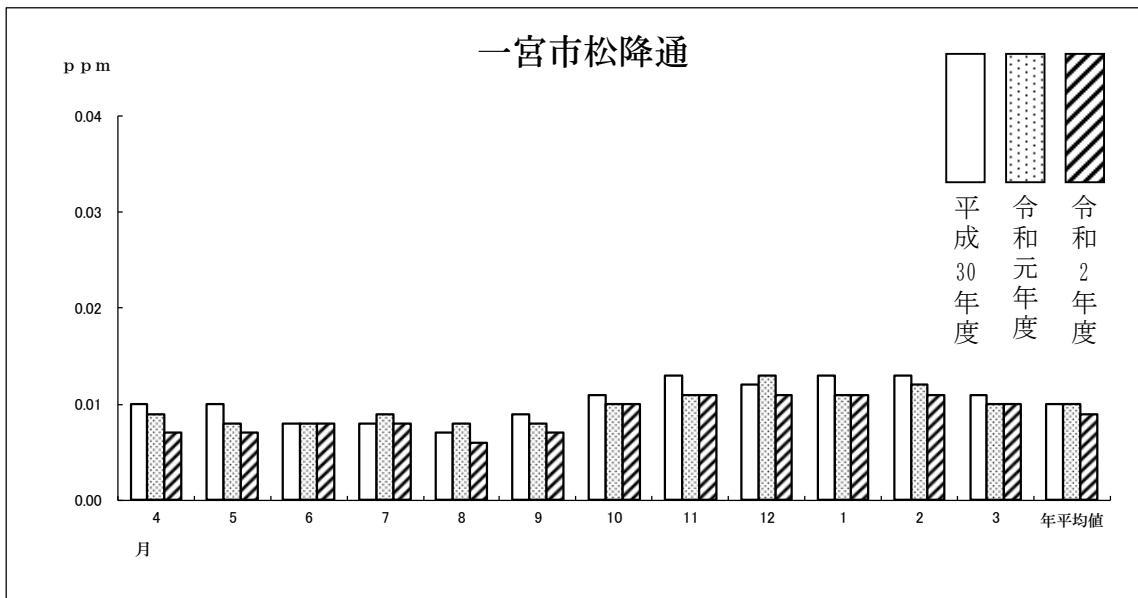


図 6-3 二酸化窒素(NO_2)の推移

(4) 光化学オキシダント (O_x)

光化学大気汚染は、大気中の窒素酸化物と炭化水素の混合系が太陽光線の照射を受け、オゾンを主体とする光化学オキシダント等の二次汚染物質が生成されることによって生ずるものであり、その反応過程は極めて複雑である。

しかし、オゾン以外の光化学反応による二次生成物質であるパーオキシアセチルナイトレートやアルデヒドについても健康影響の点から重要視されており、オゾン低減対策のみでは光化学大気汚染の防止対策としては十分ではない。また、広域的光化学大気汚染の問題に対処するためには、光化学反応系における原因物質の総量を削減することは必要である。

令和2年度における光化学オキシダントの測定結果であるが、松降通測定局の昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間は288時間（前年度400時間）及び日数は63日（前年度81日）、小信中島測定局の昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間は293時間（前年度297時間）及び日数は67日（前年度67日）、木曽川消防署測定局の昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間は333時間（前年度462時間）及び日数は72日（前年度91日）で、3測定局とも環境基準を達成しなかった。

なお、令和2年度における測定結果については、表6-15のとおりである。

表 6-15 光化学オキシダント(Ox)測定結果

測定局	項目	令和2年										令和3年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	昼間測定期日数	(日)	30	31	30	31	31	30	19	30	31	31	28	31	353
	昼間測定期時間	(時間)	448	463	448	463	463	447	258	448	462	459	418	462	5,239
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.044	0.044	0.042	0.025	0.036	0.029	0.028	0.025	0.024	0.024	0.031	0.036	0.033
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数	(日)	7	13	15	3	17	5	0	0	0	0	1	2	63
		(時間)	48	57	86	9	62	13	0	0	0	0	3	10	288
	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.084	0.082	0.107	0.089	0.108	0.085	0.059	0.055	0.043	0.040	0.064	0.065	0.108
	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.055	0.058	0.060	0.039	0.061	0.046	0.039	0.039	0.035	0.034	0.043	0.046	0.046
一宮市小信中島	昼間測定期日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	昼間測定期時間	(時間)	448	463	448	463	463	448	462	448	463	458	418	462	5,444
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.046	0.045	0.043	0.025	0.036	0.030	0.029	0.025	0.025	0.026	0.032	0.038	0.033
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数	(日)	8	14	14	3	17	6	1	0	0	0	1	3	67
		(時間)	51	61	83	9	61	10	2	0	0	0	3	13	293
	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.082	0.084	0.100	0.091	0.108	0.078	0.063	0.057	0.042	0.042	0.063	0.069	0.108
	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.056	0.058	0.060	0.039	0.060	0.046	0.040	0.039	0.035	0.034	0.044	0.048	0.047
一宮市木曽川消防署	昼間測定期日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	昼間測定期時間	(時間)	448	463	448	463	463	448	461	448	457	448	418	458	5,423
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.045	0.044	0.043	0.026	0.037	0.030	0.029	0.025	0.024	0.024	0.032	0.037	0.033
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数	(日)	8	15	15	5	17	6	1	0	0	0	1	4	72
		(時間)	52	68	89	11	71	17	3	0	0	0	2	20	333
	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.086	0.088	0.113	0.097	0.108	0.079	0.068	0.059	0.042	0.041	0.064	0.073	0.113
	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.056	0.059	0.061	0.040	0.064	0.047	0.041	0.039	0.034	0.034	0.043	0.048	0.047

(愛知県環境局資料)

(5) 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち特に小さな物質（粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下）のこと、工場や自動車などから出るほか、ガス状で出たものが大気中で反応してできることもある。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。

令和2年度の測定結果であるが、年平均値は $9.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ （前年度 $10.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）で、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数は1日（前年度0日）で、短期基準、長期基準とともに環境基準を達成した。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-16のとおりである。

表 6-16 微小粒子状物質(PM2.5)測定結果

測定局	項目	令和2年										令和3年			年間値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一宮市松降通	有効測定日数	(日)	30	31	30	28	31	30	17	30	31	31	28	30	347
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.8	10.3	10.8	6.1	14.3	7.2	8.0	9.7	7.7	8.5	10.5	11.1	9.6
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(愛知県環境局資料)

(6) 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち自己重量または雨によって降下するばいじん、粉じん等である。

令和2年度における市内5地点の降下ばいじんの測定結果であるが、年平均値は $1.80\text{t}/\text{km}^2$ （前年度 $1.57\text{t}/\text{km}^2$ ）でここ数年は横ばい状況である。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-17のとおりである。

表 6-17 降下ばいじん測定結果

(t/km^2)

測定地点	用途地域	令和2年										令和3年			平均	最高値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
オリナス一宮	商業	1.74	2.09	1.62	2.64	1.12	3.14	1.12	0.63	0.68	0.87	1.59	2.24	1.62	3.14	
西成東小学校	未指定	2.03	2.48	2.12	3.86	1.49	3.25	1.77	2.00	1.00	1.23	1.93	3.11	2.19	3.86	
萩原小学校	未指定	1.71	1.62	1.33	2.76	0.99	2.73	0.84	0.50	0.84	0.92	2.20	2.27	1.56	2.76	
尾西図書館	商業	2.13	2.04	2.16	2.99	1.47	2.89	1.37	0.83	0.84	1.14	1.87	2.75	1.87	2.99	
一宮市木曽川庁舎	未指定	1.80	1.85	1.71	2.96	1.31	2.33	0.83	0.98	1.03	2.58	1.52	2.09	1.75	2.96	
平均		1.88	2.02	1.79	3.04	1.28	2.87	1.19	0.99	0.88	1.35	1.82	2.49	1.80	3.04	

表 6-18 降下ばいじん全地点平均値経年経月変化

(t/km^2)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均値
平成30年度	2.51	2.20	2.14	1.81	2.09	3.23	0.98	1.07	1.04	0.70	1.16	2.32	1.77
令和元年度	2.99	1.61	1.71	1.86	2.43	1.63	1.34	0.96	0.75	1.05	1.21	1.37	1.57
令和2年度	1.88	2.02	1.79	3.04	1.28	2.87	1.19	0.99	0.88	1.35	1.82	2.49	1.80

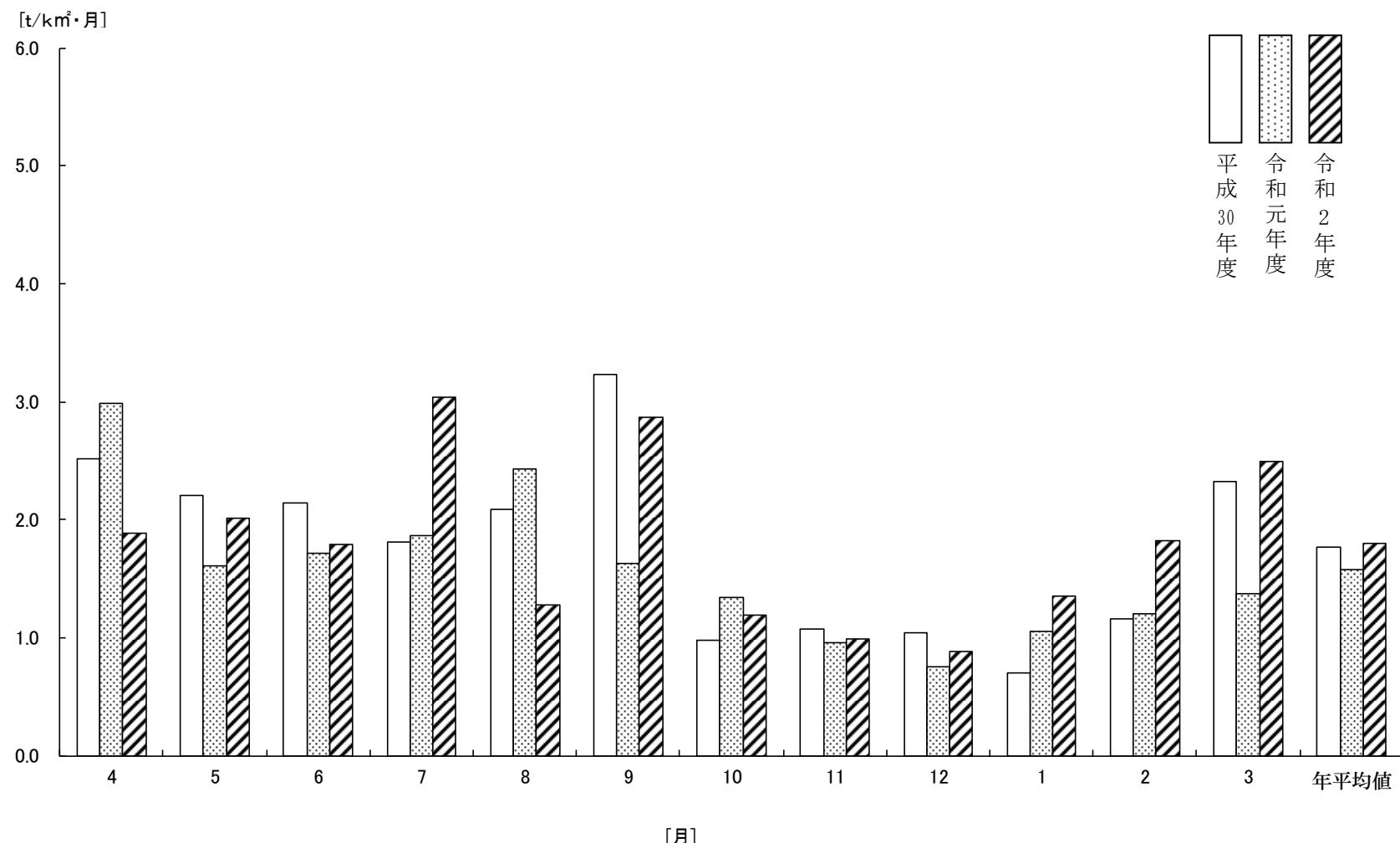


図 6-4 降下ばいじんの推移

(7) 大気中の重金属

工場、事業場並びに自動車の影響による粉じん中の重金属類の汚染状況を把握するため、市内 5 地点で測定を行った。

令和 2 年度における測定結果であるが、重金属 5 成分とも重金属に係る環境上の目安及び指針値を満たしていた。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-19のとおりである。

表 6-19 大気中の重金属測定結果

No	測定地点 (用途地域)	年度	測定月日	浮遊粉じん量 (mg/m ³)	重金属成分 (μg/m ³)							
					鉛 (P b)	カドミウム (C d)	マンガン (M n)	鉄 (F e)	銅 (C u)			
1	丹陽保育園 (準工業)	H30	H31.2.12 ~ H31.2.13	0.026	0.008	0.0002	0.013	0.41	0.090			
		R1	R2.2.17 ~ R2.2.18	0.015	0.003	<0.0001	0.007	0.37	0.041			
		R2	R3.2.17 ~ R3.2.18	0.011	0.003	<0.0001	0.006	0.14	0.006			
2	奥町東保育園 (準工業)	H30	H31.2.20 ~ H31.2.21	0.019	0.004	0.0002	0.006	0.17	0.062			
		R1	R2.2.13 ~ R2.2.14	0.026	0.011	0.0003	0.012	0.45	0.127			
		R2	R3.2.24 ~ R3.2.25	0.015	0.007	0.0002	0.005	0.12	0.025			
3 (注1)	中部電力 パワーグリッド(株) 一宮営業所 (工業)	H30	H31.2.13 ~ H31.2.14	0.018	0.006	0.0001	0.007	0.22	0.043			
		R1	R2.2.18 ~ R2.2.19	0.016	0.004	<0.0001	0.007	0.21	0.025			
		R2	R3.2.8 ~ R3.2.9	0.023	0.005	0.0001	0.013	0.41	0.024			
4 (注2)	いちのみや 中央プラザ (近隣商業)	H30	H31.2.21 ~ H31.2.22	0.025	0.005	0.0002	0.008	0.21	0.062			
		R1	R2.2.19 ~ R2.2.20	0.022	0.011	0.0001	0.012	0.41	0.095			
		R2	R3.2.9 ~ R3.2.10	0.003	0.001	<0.0001	0.003	0.05	<0.001			
5	オリナス一宮 (商業)	H30	H31.2.18 ~ H31.2.19	0.029	0.026	0.0003	0.015	0.36	0.066			
		R1	R2.2.20 ~ R2.2.21	0.019	0.008	0.0002	0.013	0.47	0.079			
		R2	R3.2.16 ~ R3.2.17	0.016	0.005	0.0001	0.006	0.18	0.034			
	平均値 (注3)	平成30年度		0.023	0.010	0.0002	0.010	0.27	0.065			
		令和元年度		0.020	0.007	0.0001	0.010	0.38	0.073			
		令和2年度		0.014	0.004	0.0001	0.007	0.18	0.018			
環境上の目安				—	1~3	0.88	—	100	10			
指針値				—	—	—	0.14	—	—			

(注 1) No.3 地点についてはR2 年度より名称が変更したが、測定地点としては変更なし。

(注 2) No.4 測定地点については令和元年度より地点変更し、それ以前は神山としよりの家で測定した。

(注 3) 平均値は、検出下限値未満の測定値を検出下限値の 1/2 として算出した。

(8) 炭化水素 (H C)

炭化水素とは、炭素原子と水素原子から成り立っている化合物の総称である。

発生源として、有機溶剤を使用する工場、事業場や石油類のタンク等固定発生源から、また自動車等の移動発生源からも排出されるなど、多種多様に及んでいる。

固定発生源対策として、非メタン炭化水素の現況濃度の測定体制の充実に努めるとともに、規制手法、発生源の測定方法等の検討が進められている。

移動発生源対策として、乗用車、トラック、バス等から排出される炭化水素類に對しては、排気管から発生される炭化水素の規制が実施され、また軽油を燃料とするディーゼル車についても規制が実施されている。

令和2年度における測定結果であるが、6～9時における月平均値は2.12ppmC（前年度2.15ppmC）であった。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-20のとおりである。

表6-20 全炭化水素(THC)測定結果

測定局	項目			令和2年									令和3年			年間値
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
一宮市松降通	測定時間	時間	(時間)	668	728	707	731	728	697	295	706	731	709	659	700	8,059
	月平均値	ppmC	(ppmC)	2.03	2.03	2.07	2.11	2.03	2.07	2.12	2.14	2.12	2.12	2.12	2.11	2.09
	6～9時における月平均値	ppmC	(ppmC)	2.05	2.04	2.10	2.12	2.08	2.12	2.11	2.18	2.19	2.15	2.16	2.14	2.12
	6～9時における測定日数	日	(日)	28	31	30	31	31	30	12	30	31	30	28	30	342
	6～9時3時間平均値	最高値	ppmC	2.22	2.31	2.29	2.63	2.35	2.46	2.23	2.70	2.39	2.46	2.39	2.37	2.70
		最低値	ppmC	1.95	1.95	1.92	1.95	1.92	1.87	2.02	2.00	2.00	1.97	1.99	1.96	1.87

(愛知県環境局資料)

(9) 空間放射線量率

私たちの生活空間には様々な放射性物質があり、地球誕生時から存在していて地殻構造物となって土壤中に存在するもの、遠く宇宙からやってくる宇宙線が地球に到来して大気中で作り出したものなど、自然放射性核種とよばれるもの（ウラン、ラジウム、ラドンなど）と、人類が地球上に作り出した人工放射性核種（セシウム137、ストロンチウム90など）がある。

また、平成24年度から木曽川消防署測定局にモニタリングポストが設置され空間放射線量率が測定されている。

令和2年度における測定値の平均値は、 $0.053 \mu \text{Sv/h}$ であった。これは、過去5年間における測定値の範囲内であった。

なお、令和2年度における測定結果は、表6-21のとおりである。

表 6-21 モニタリングポストによる空間放射線量率の測定結果

測定地点	令和2年度測定値 ($\mu \text{Sv/h}$)		
	最低値	最高値	平均値
木曽川消防署大気測定局	0.049	0.094	0.053

原子力規制庁.“日本の環境放射能と放射線”<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>, (参照 2021-09-08).

(注) モニタリングポストは $\mu \text{Gy/h}$ (マイクログレイ毎時) での測定であるが、本表では、 $1 \mu \text{Gy/h}$ (マイクログレイ毎時) = $1 \mu \text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時) と換算している。
なお、換算方法は原子力規制庁“放射線モニタリング情報”(<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja>)を参照した。

◇参考

国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告では、一般の人に対する放射線量の指標として平常時は年間 1mSv 以下としている。

また、国においても「災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会」で「追加被ばく線量年間 1mSv の考え方」が示されている。

年間 1mSv を1時間当たりに換算すると毎時 $0.23 \mu \text{Sv}$ (大地からの放射線分 $0.04 \mu \text{Sv}$ を含む。)となる。

7 水 質 汚 濁

7 水 質 汚 濁

概 况

水質汚濁は、昭和 30 年以降の都市化や工業化の急激な進行により表面化し、昭和 40 年代には深刻な状況となった。

そこで、昭和 46 年に水質汚濁防止法が施行され、工場・事業場の排水規制を実施することにより、当初の危機的状況にあった公共用水域の水質は大幅に改善された。

しかしながら、現在でも閉鎖性水域における水質環境基準の達成が未だ十分でないことや、地下水の汚染などさまざまな問題が発生している。そのため、同法においては、水質総量削減制度の導入を始め、新たに規制対象物質を加えるなどの改正が繰り返され、排水規制の強化が図られてきている。さらに、近年では、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う工場・事業場に対し、種々の義務等が規定されている。

また、愛知県では、閉鎖性水域である伊勢湾の浄化対策として、昭和 53 年 6 月より水質総量削減制度を導入し、現在では第 8 次水質総量削減計画を策定し、各種施策を推進している。

令和 2 年度における本市の同法に係る届出状況及び事業場への立入調査状況については、表 7-1 及び表 7-2 のとおりである。

一方、水質保全行政の目標として、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準である環境基準が定められており、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の二つからなっている。

カドミウム、全シアン、揮発性有機化合物等の健康項目については公共用水域一律に定められており、pH、SS、BOD、DO 等の生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとで利用目的に応じた水域類型を設けてその指定により定められている。

また、有害物質を含む底質の除去に関しては、水銀及び PCB を含む底質について、それぞれ暫定除去基準が定められている。

本市では、公共用水域水質測定計画に基づく日光川北今橋・板倉橋の常時監視による水質測定、日光川・五条川等主要河川の水質測定及び地下水質測定計画に基づく地下水の常時監視を実施している。

表 7-1 水質汚濁防止法に係る届出状況(令和3年3月31日現在)

特定施設の種類・番号		特定事業場数	未規制事業場数	規制事業場数	総量規制対象事業場数
畜	房	1 - 2	3	1	2
食料品等製造業	2	3	1	2	2
	3	2	1	1	1
	4	7	3	4	3
	5	1	1	0	0
	9	1	1	0	0
	10	1	1	0	0
	11	1	1	0	0
	12	1	0	1	1
	16	2	1	1	0
	17	6	5	1	0
	18 - 2	2	2	0	0
	計	27	17	10	7
	纖維工業	19	40	10	30
合板製造業	21 - 3	1	1	0	0
	印 刷	23 - 2	4	3	1
合成樹脂製造業		33	1	1	0
窯業	53	1	0	1	0
	54	2	2	0	0
	55	1	1	0	0
	計	4	3	1	0
金属機械		63	6	5	1
水道業		64 - 2	1	1	0
表面処理鋼材	65	5	3	2	0
	66	1	0	1	0
	計	6	3	3	0
旅館		66 - 3	13	5	8
飲食店等	66 - 4	2	0	2	2
	66 - 5	6	3	3	3
	66 - 6	6	6	0	0
	66 - 7	1	1	0	0
	計	15	10	5	5
洗たく業		67	56	55	1
現像洗浄		68	3	0	3
病院		68 - 2	1	1	0
地方卸売業		69 - 2	1	0	1
自動車分解整備事業		70 - 2	3	2	1
車両洗浄		71	97	97	0
科学研究		71 - 2	9	0	9
ごみ処理		71 - 3	1	0	1
産廃処理		71 - 4	1	0	1
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設		71 - 5	2	0	2
し尿処理		72	22	1	21
下水道		73	2	0	2
小計			319	216	103
指定地域特定施設			81	71	10
合計			400	287	113
					58

表 7-2 水質汚濁防止法に係る立入調査状況(令和 2 年度)

立 入 調 査 内 容	件 数
特 定 事 業 場 立 入 調 査	174
規 制 対 象 事 業 場 採 水 檢 查	59
行 政 指 導	56

(1) 日光川・五条川及び市内主要河川における水質測定

全流域が生活環境の保全に関する環境基準D類型及び水生生物の保全に係る水質環境基準生物B類型の指定を受けている日光川については、常時監視地点の北今橋（萩原町）と板倉橋（三条）で毎月水質測定を実施し、生活環境項目、健康項目のいずれも環境基準に適合していた。

なお、令和 2 年度における測定結果は、表 7-3 のとおりである。

また、尾張西部地域の主要河川における水質の状況を確認するため関係 8 市町で連携し、6 月（灌漑期）及び 12 月（非灌漑期）の同日に水質調査を実施した。一宮市では、日光川、五条川、大江川等の市内主要 12 河川 23 地点で水質測定を実施し、各河川別の測定結果は、表 7-4 のとおりである。

地点			日光川・板倉橋（三条）											
項目		単位	年度	月										
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生 活 環 境 項 目	pH	—	30	7.2	6.9	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0	7.3	6.9	6.9	6.9
			R1	6.9	6.9	7.2	6.8	6.9	7.2	6.9	6.8	6.9	6.9	7.0
			R2	7.1	7.0	7.1	6.8	7.0	6.9	6.8	6.8	6.9	6.8	6.8
	BOD	mg/L	30	5.9	2.2	1.1	1.9	1.4	0.9	1.5	0.6	2.8	3.1	2.2
			R1	4.4	2.4	2.2	1.3	1.7	1.6	1.4	1.4	1.7	3.0	2.7
			R2	2.9	3.1	3.4	2.4	1.4	2.0	1.6	1.7	3.7	3.8	2.7
	COD	mg/L	30	6.3	3.6	3.9	4.1	3.4	2.3	3.6	4.0	4.3	5.8	16.0
			R1	4.2	3.8	4.8	3.6	3.7	3.4	3.1	3.6	3.6	4.8	5.0
			R2	4.6	4.2	5.3	3.2	3.2	3.9	3.0	3.0	4.2	4.6	4.1
	SS	mg/L	30	13	15	2	16	13	11	4	6	7	9	9
			R1	10	12	12	6	8	7	5	4	7	8	12
			R2	9	12	15	17	3	11	11	5	8	10	8
	DO	mg/L	30	5.8	8.1	7.9	6.0	7.1	7.1	4.1	4.1	5.4	4.7	5.0
			R1	4.2	7.4	7.1	7.0	5.9	6.2	4.2	4.8	5.2	4.2	4.1
			R2	7.0	8.5	7.7	6.8	7.4	6.7	4.8	5.2	4.8	4.1	5.4
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全燐	mg/L	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全亜鉛	mg/L	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ノニルフェノール	mg/L	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	LAS	mg/L	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健 康 項 目	カドミウム	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	全シアン	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉛	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	六価クロム	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	砒素	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	総水銀	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキル水銀	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ジクロロメタン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	四塩化炭素	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	トリクロロエチレン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	テトラクロロエチレン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	チウラム	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	シマジン	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	チオベンカルブ	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ベンゼン	mg/L	R2	—	—	NF	—	—	—	—	NF	—	—	—
	セレン	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他項目	硝酸・亜硝酸性窒素	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ふつ素	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ほう素	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1, 4-ジオキサン	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	NF	—	—
	フェノール類	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銅	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気伝導率	mS/m	R2	21	11	11	12	7.3	10	23	23	25	27	24
	塩化物イオン	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他項目	陰イオン界面活性剤	mg/L	R2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	流量	m ³ /s	R2	1.3	3.7	5.7	6.5	5.9	5.9	1.4	1.4	1.0	0.5	0.9
その他項目	透視度	度	R2	73	77	68	41	74	72	87	100	90	61	95
														72

		河川	大江川			青木川			光堂川		
			地点		森本大橋（丹陽）		行人橋（丹陽）		高木橋（萩原）		
項目		年度	30	R1	R2	30	R1	R2	30	R1	R2
健	カドミウム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	全シアン	6	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	鉛	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	六価クロム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	砒素	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	総水銀	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	アルキル水銀	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トリクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	テトラクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1, 1, 1-トリクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	四塩化炭素	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	ジクロロメタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1, 2-ジクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1, 1, 2-トリクロロエタン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1, 1-ジクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	1, 3-ジクロロプロパン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	ベンゼン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	シマジン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	チオベンカルブ	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	チウラム	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	セレン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
	ふつ素	6	0.2	0.1	NF	0.16	0.12	NF	0.15	0.13	NF
		12	0.1	0.1	0.1	0.08	0.12	NF	0.08	0.17	0.15
	硝酸・亜硝酸性窒素	6	1.30	0.74	1.00	1.7	1.3	1.6	0.25	0.26	0.23
		12	4.1	4.7	4.8	3.0	3.7	5.2	0.77	0.60	0.77
	ほう素	6	0.02	0.02	0.07	0.02	0.02	0.05	NF	NF	0.04
		12	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.02	0.02	0.02	0.04
	1, 4-ジオキサン	6	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF
		12	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF	NF

※1 「N D」とは定量限界未満を示し、各測定項目の定量下限値は下表のとおりとする。

単位 : mg/L

全シアン	0.1未満	n-ヘキサン抽出物質	0.5未満	アルキル水銀	0.0005未満
------	-------	------------	-------	--------	----------

※2 「N F」とは報告下限値未満を示し、各測定項目の報告下限値は下表のとおりとする。

単位 : mg/L

S S	1未満	四塩化炭素	0.0002未満	シマジン	0.0003未満
全亜鉛	0.001未満	1, 2-ジクロロエタン	0.0004未満	チオベンカルブ	0.002未満
ノニルフェノール	0.00006未満	1, 1-ジクロロエチレン	0.01未満	ベンゼン	0.001未満
L A S	0.0006未満	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004未満	セレン	0.002未満
カドミウム	0.0005未満	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1未満	硝酸・亜硝酸性窒素	0.02未満
鉛	0.005未満	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006未満	ふつ素	0.08未満
六価クロム	0.01未満	トリクロロエチレン	0.001未満	ほう素	0.02未満
砒素	0.005未満	テトラクロロエチレン	0.0005未満	1, 4-ジオキサン	0.005未満
総水銀	0.0005未満	1, 3-ジクロロプロペン	0.0002未満	フェノール類	0.01未満
ジクロロメタン	0.002未満	チウラム	0.0006未満	銅	0.01未満

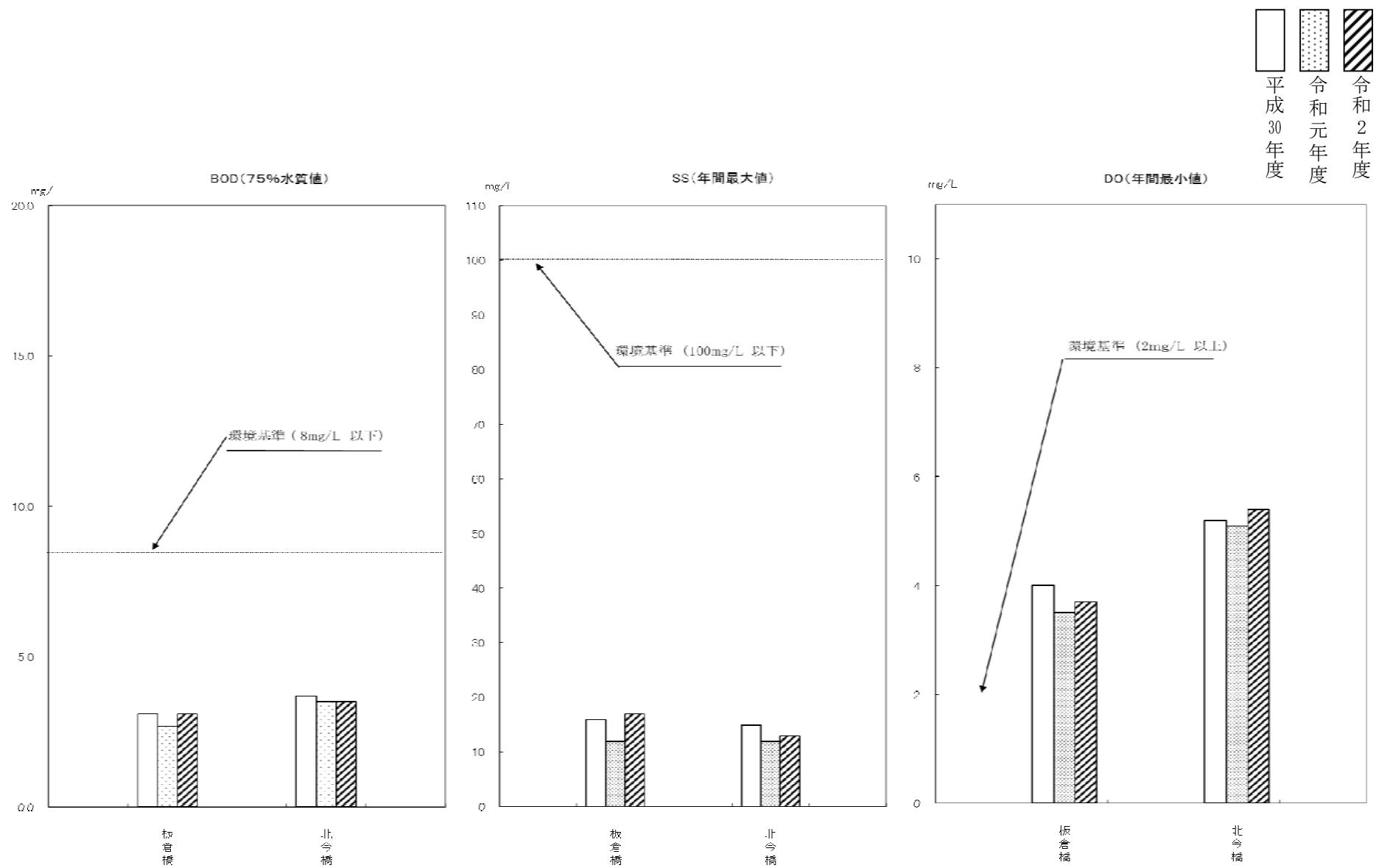
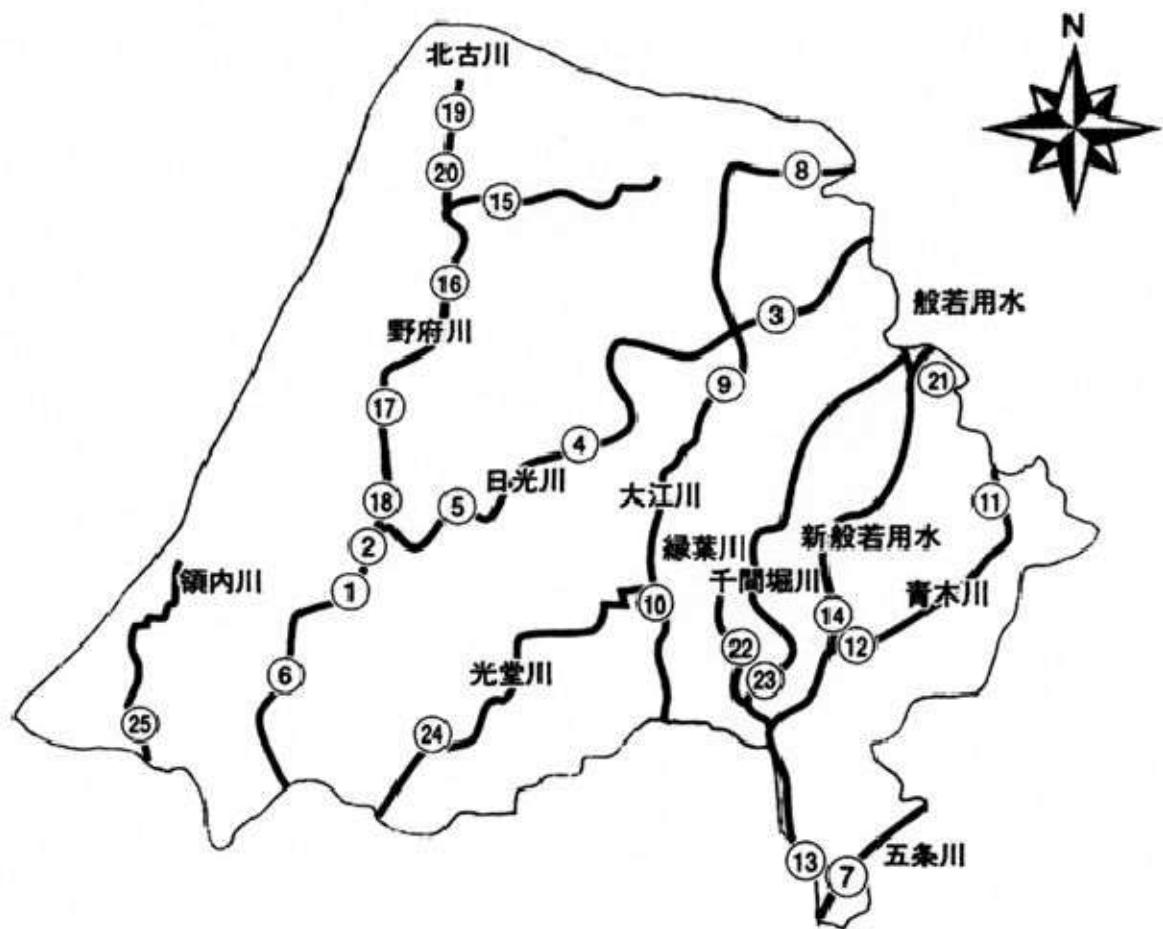


図 7-1 日光川(環境基準点及び補助点)における水質経年変化



1	北今橋（日光川）	2	板倉橋（日光川）	3	田待橋（日光川）
4	日光橋（日光川）	5	大和橋（日光川）	6	萩原橋（日光川）
7	五六橋（五条川）	8	瑞穂橋（大江川）	9	天王橋（大江川）
10	森本大橋（大江川）	11	五千橋（青木川）	12	吉根橋（青木川）
13	行人橋（青木川）	14	吉島橋（新般若用水）	15	文化橋（野府川）
16	川田橋（野府川）	17	内沼橋（野府川）	18	江向橋（野府川）
19	オリザ下橋（北古川）	20	頼朝橋（北古川）	21	牛洗橋（般若用水）
22	小縁葉橋（縁葉川）	23	外崎橋（千間堀川）	24	高木橋（光堂川）
25	上須橋（領内川）				

図 7-2 河川水質測定地点

(2) 地下水質測定

愛知県が作成した令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の常時監視を行い、環境基準項目等について測定した。

令和2年度は、1地点で測定を実施し、いずれの項目も環境基準に適合していた。なお、測定結果は、表7-5及び表7-6のとおりである。

表7-5 地下水質測定結果(メッシュ調査)

設置場所	多加木一丁目	
使用用途	その他 ^(注)	
不圧／被圧帶水層の別	不明	
採水年月日	令和2年度8月6日	
測定項目	カドミウム (mg/L)	<0.0005
	全シアン	検出されず
	鉛 (mg/L)	<0.005
	六価クロム (mg/L)	<0.01
	砒素 (mg/L)	<0.005
	総水銀 (mg/L)	<0.0005
	P C B	検出されず
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01
	1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002
	チウラム (mg/L)	<0.0006
その他の項目	シマジン (mg/L)	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002
	ベンゼン (mg/L)	<0.001
	セレン (mg/L)	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	2.6
	ふつ素 (mg/L)	0.20
外観	ほう素 (mg/L)	0.60
	1, 4-ジオキサン (mg/L)	<0.005
	気温 (°C)	36.2
	水温 (°C)	31.0
	外観	無色
臭気	臭気	無臭
	pH	7.8
	電気伝導率 (mS/m)	20

(注) その他とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途を指す。

表 7-6 地下水質測定結果(定期モニタリング調査)

設置場所		西出町	今伊勢町本神戸 字宮山	今伊勢町本神戸 字中町	緑1丁目	泉2丁目	浜町3丁目
使用用途		生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
不圧／被圧帶水層の別		不明	不明	不明	不明	不明	不明
採水年月日		令和2年12月4日	令和2年12月4日	令和2年12月4日	令和2年11月27日	令和2年11月27日	令和2年11月27日
環境基準項目 測定項目	砒素 (mg/l)				<0.005	<0.005	<0.005
	クロロエチレン (mg/l)	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01			
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002			
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.002	<0.002	<0.002			
	1, 2-ジクロロエチレン (mg/l)	<0.004	<0.004	<0.004			
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
	トリクロロエチレン (mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001			
その他項目	水温 (°C)	21.0	16.0	16.5	17.5	21.5	19.0
	pH (—)	7.1	7.8	7.8	7.7	7.7	6.5
	電気伝導率 (mS/m)	2100	30	29	32	30	22

(3) 河川底質測定

河川の水質汚濁の現況把握のため、川底に堆積した泥に含まれる物質についても監視する必要があり、一般項目、健康項目等について測定を実施した。

令和2年度は、1地点で測定を実施し、総水銀については「水銀を含む底質の暫定除去基準」に定められた基準（25ppm以上）を超過していなかった。

なお、測定結果は、表7-7のとおりである。

表7-7 河川底質測定結果

測定地点		大和橋(日光川)		
測定方法		河川の中央、右岸、左岸の各地点で1回採取し、混合して試料分析を実施した。		
測定結果		測定年月		
		平成30年10月	令和元年10月	令和2年10月
一般項目	含水率 (%)	29.0	24.1	27.0
	強熱減量 (%)	1.1	1.2	1.6
	硫化物 (mg/g)	0.03未満	0.03	0.03未満
	過マンガン酸カリウム消費量 (mg/g)	2.4	3.3	2.9
健康項目	総水銀 (mg/kg)	0.02	0.03	0.03
	砒素 (mg/kg)	5	8.6	7.3
	カドミウム (mg/kg)	0.24	0.19	0.18
	六価クロム (mg/kg)	2未満	2未満	2未満
	全シアン (mg/kg)	0.5未満	0.5未満	0.5未満
特殊項目	全窒素 (mg/g)	0.22	0.34	0.43
	全燐 (mg/g)	0.73	0.8	0.88

8 惡 臭

8 悪　　臭

概　　況

臭気が悪臭苦情となって現れる要因は、その臭気の感知回数と継続時間が引きがねとなり、臭気強度の変化や人間の感情という内的条件、時には利害などが関与して表面化する場合が多い。

そして、一度表面化すると解決するまでに長時間を要し、防止対策に苦慮するものが多い。

昭和 40 年代に環境汚染が社会の重大な関心を呼び、悪臭も生活環境阻害の因子として受止められた。このため、悪臭防止法が公布（昭和 46 年 6 月 1 日）され、特定悪臭物質の濃度にもとづく規制、発生源に対する防除技術の開発も行われている。しかし、悪臭はほとんどが低濃度の物質の複合臭気であり、悪臭物質の 90% 以上を除去しても人の感覚では無臭とならず、完全な対策となると困難な面もある。

悪臭の規制方法としては、特定悪臭物質の濃度を規制する方法（物質濃度規制）と人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化する方法（臭気指数規制）が定められている。本市では、これまで物質濃度規制を用いていたが、平成 25 年 4 月 1 日より臭気指数規制に変更した。臭気指数規制は、人の嗅覚を用いて悪臭を測定するため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい規制といえる。

令和 2 年度における本市の県条例に基づく業種別届出状況は、表 8-1 のとおりである。

表 8-1 悪臭関係工場等届出状況

(件)

悪臭関係業種	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
豚房施設(豚房の総面積が 50 m ² 未満を除く。)	2	2	1	
牛房施設(牛房の総面積が 200 m ² 未満を除く。)	2	1	1	
鶏を 3,000 羽以上飼育するもの	2	2	2	
飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)	3	4	4	
ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)	1	1	1	
し尿処理場	1	1	1	
ごみ処理場	4	4	4	
終末処理場	2	2	2	
計	17	17	16	

表 8-2 悪臭関係業種

1. 畜産農業のうち次に掲げるもの
 - イ 豚房施設(豚房の総面積が 50 m²未満のものを除く。)を有するもの
 - ロ 牛房施設(牛房の総面積が 200 m²未満のものを除く。)を有するもの
 - ハ 鶏を 3,000 羽以上飼育するもの
 - ニ うずらを 20,000 羽以上飼育するもの
2. 飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)
3. コーンスターク製造業
4. レーヨン製造業(紡糸施設を有するものに限る。)
5. クラフトパルプ製造業
6. セロファン製造業(製膜施設を有するものに限る。)
7. ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)
8. 石油化学工業(カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。)
9. 石油精製業
10. 製鉄業(溶鉱炉を有するものに限る。)
11. 鋳物製造業(シェルモールド法によるものに限る。)
12. 化製場(化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 1 条第 2 項の化製場をいう。)
13. し尿処理場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定による許可又は第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出がなされたし尿処理施設(浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽を除く。)を有するものに限る。)
14. ごみ処理場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定による許可又は第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。)
15. 終末処理場(下水道法第 2 条第 6 号の終末処理場をいう。)

9 土 壤 汚 染

9 土 壤 汚 染

概 况

土壤汚染は、大気汚染や水質汚濁等と異なり、発生源を断てば汚染が解消する汚染ではなく、一旦汚染されると除去しない限りその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染といわれている。

そのため、土壤汚染の状況を把握し、汚染が見つかった際には対策を行うことにより、人への健康被害の防止を目的とする土壤汚染対策法が施行された。この法律では、揮発性有機化合物、重金属、農薬等の 26 物質を特定有害物質と定め、一定の契機で土壤中にこれらの物質が含まれていないか調査する義務を土地所有者等に課している。この契機としては、特定有害物質を使用していた事業場を廃止する場合や、一定の規模以上の形質変更を行う土地で過去に特定有害物質を取り扱っていた場合等がある。また、自主的に土壤の調査を実施した場合に、その結果を報告する制度もある。

これらの調査で土壤に含まれている特定有害物質が基準を超えていたことがわかつた場合、要措置区域又は形質変更時要届出区域のいずれかに指定される。要措置区域に指定された場合、土地の所有者等は汚染された土壤をきれいな土で覆ったり、封じ込めたりするなど健康被害を防止するための措置を講じる必要がある。

また、土壤汚染対策法施行規則の一部改正により、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンについて、表 9-1 のとおり基準の見直しがされた。

県条例では、土壤・地下水汚染の未然防止の観点から、法とは異なる契機での土壤調査や、汚染の拡散を防止するための応急措置の実施等の義務を課している。

令和 2 年度の土壤汚染対策法及び県条例に基づく届出状況は、表 9-2 及び表 9-3 のとおりである。また、令和 2 年度中に指定された区域は 1 件、指定を解除された区域は 1 件であり、本市の指定状況は、表 9-4 のとおりである。

表 9-1 改正前後基準値比較

	改正前		改正後	
	カドミウム及び その化合物	トリクロロエチ レン	カドミウム及び その化合物	トリクロロエチ レン
土壤溶出量基準	0.01 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
土壤含有量基準	150 mg/kg 以下	-	45 mg/kg 以下	-
地下水基準	0.01 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

表9－2 土壤汚染対策法に係る届出状況

(件)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法第3条第1項			
有害物質使用特定施設の廃止	0	3	2
土壤汚染状況調査の結果報告	1	1	4
土壤汚染状況調査の調査実施中	0	0	0
法第3条第1項ただし書き			
土壤汚染状況調査の調査猶予	0	1	2
土壤汚染状況調査の調査猶予取消	1	0	0
土壤汚染状況調査の調査猶予の手続中	0	0	0
法第4条			
一定の規模以上の土地の形質の変更	12	16	22
土壤汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第5条			
土壤汚染状況調査の調査命令	0	0	0
法第6条			
要措置区域の指定	2	0	1
要措置区域の指定解除	1	0	1
法第11条			
形質変更時要届出区域の指定	0	0	0
形質変更時要届出区域の指定解除	0	0	0

表9－3 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出状況

(件)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
条例第39条			
土壤汚染等調査の結果報告	2	0	1
条例第39条の2			
過去の有害物質取扱事業所の設置状況調査結果	12	16	22
土壤汚染等調査の結果報告	0	1	0
条例第40条			
汚染拡散防止の応急措置等	1	0	1
条例第45条			
土壤又は地下水の汚染の状況等報告	1	0	0

表9－4 土壤汚染対策法に係る区域の指定等の件数(令和3年3月31日現在)

要措置区域の指定数	2
形質変更時要届出区域への指定数	0
法第3条第1項ただし書きの適用件数	26

10 地 盤 沈 下

10 地盤沈下

概況

地盤沈下とは、地表面が徐々に下がっていく現象のことであり、範囲が非常に広く、進行が人体に感知できない程度であることが特徴である。

この原因については、古くから調査研究がされており、一般には地下水の過剰揚水が主因とされ、「地下水の過剰揚水→地下水位の低下→地層の圧密収縮→地盤沈下」というフローで発生するという理論が定説となっている。

地盤沈下により、多くの地域で建造物、治水施設、港湾施設、農地及び農業用施設に被害が生じている。さらに、地形、地質、土地利用等の状況のほか、地域によって沈下の程度及び被害の状況が大きく異なるという極めて地域的特性の強い公害となっている。

愛知県では、地盤沈下に対処するため、表 10-1 のとおり昭和 49 年から県条例により地下水揚水規制を実施し、本市も昭和 51 年より規制対象地域となった。さらに、規制対象用途のうち工業用については、昭和 59 年 7 月から工業用水法による地下水揚水規制が実施された。

また、地下水位の変動と地盤の変動は相関関係にあるといわれ、地盤沈下の予測手段として地下水位の把握が重要である。

令和 2 年度における本市の地下水位の測定結果、地盤沈下状況については、表 10-3 及び表 10-4 のとおりである。

表 10-1 地下水揚水規制

		県民の生活環境の保全等に関する条例
経 過		S49. 9. 30 揚水規制 S51. 4. 1 地域拡大
規 制 地 域 (工業用水法の指定地域を除く)		第1規制区域 (稻沢市以南) 第2 " (一宮市等) 第3 " (春日井市等)
規制内容	適用 業 種	一般家庭用を除く全用途
	揚水設備の許可基準	ストレーナーの位置 10m以浅であること 吐出口の断面積 19cm ² 以下であること 原動機の定格出力 2.2kW以下であること 一日の総揚水量 350m ³ 以下であること
	既設の経過措置	みなし許可。ただし、1日当たり350m ³ をこえるもので工業用、建築物用、温泉用、鉱業用、工業用水道事業用は、第1規制区域ではS51. 1. 1以後、第2規制区域ではS52. 4. 1以後総揚水量を20%削減
そ の 他		吐出口の断面積19cm ² をこえるものは、水量測定器設置、揚水量報告義務

		工業用水法(昭和31年法律第146号)
経 過		S59. 7. 5 地域指定
規 制 地 域		名古屋市の一部及び尾張西部11市町村(一宮市含む)
規制内容	適用 業 種	工業用途
	井 戸 の 許 可 基 準	ストレーナーの位置 10m以浅又は2,000m以深であること 吐出口の断面積 19cm ² 以下であること

表 10-2 井戸・揚水設備の届出状況(令和3年3月31日現在)

区 分	工業用水法		県民の生活環境の保全等に関する条例	
	工場等	井 戸	工場等	揚水設備
許可工場・設備数	53	57	407	654

(愛知県環境局資料)

表 10-3 地下水位測定結果(令和2年度)

観測所 記号	所 在 地	観測所名	ストレーナー 位 置(m)	固定点 標高(m)		
					4月	5月
A1801	一宮市千秋町浮野字西望戸6番1	一宮地盤沈下観測所	176 ~ 196	11.04	5.54	5.53
A1802			76 ~ 96	11.05	5.47	5.46
A1803			28 ~ 38	11.04	3.42	3.49
A1201	一宮市三条字芦山10番1	尾西地盤沈下観測所	184 ~ 194	7.01	3.95	3.89
A1202			135 ~ 155	7.01	4.77	4.66
A1203			28 ~ 38	7.00	4.51	4.45
A1601	一宮市木曽川町里小牧字南青木39番	木曽川地盤沈下観測所	125 ~ 147	8.83	4.38	4.42
A1602			78 ~ 88	8.83	4.38	4.44
203001	一宮市千秋町穂積塚本字宮西223番	千秋北部水源地	29 ~ 45 51 ~ 62	12.60	3.64	3.30
203003	一宮市浅井町尾閑字長田3番1	尾閑水源所	72 ~ 84 110 ~ 126	13.19	6.78	6.75
203009	一宮市浅井町極楽寺字池624番	極楽寺水源所3号	114 ~ 126 147 ~ 153	14.50	7.65	7.52
203010	一宮市島村字西山105番4	葉栗南部水源地	55 ~ 69 78 ~ 83	11.07	4.12	3.66
203011	一宮市佐千原字椿19番1	佐千原浄水場1号	41 ~ 47 56 ~ 67	11.33	5.33	5.24
203018	一宮市住吉1丁目3番6	西部水源地	186 ~ 192 213 ~ 259	10.62	7.50	7.21
203019	一宮市大和町戸塚字西浦109番2	大和南部水源地	83 ~ 91 122 ~ 130	5.34	3.83	3.59
203022	一宮市せんい3丁目1番1	丹陽西部水源地	111 ~ 126	9.10	5.72	5.91
203042	一宮市浅井町西浅井字郷裏20番	浅井南部水源地	58 ~ 85	11.52	3.83	3.61
203230	一宮市萩原町花井方字宮前通855番1	萩原西部水源地	147 ~ 161 187 ~ 195 206 ~ 230	5.67	3.49	3.12
218001	一宮市開明字西屋敷38番	開明水源地	137 ~ 154	6.17	2.55	2.35
218002	一宮市東五城字若宮7番1	起水源地	140 ~ 146 162 ~ 178	6.75	2.85	2.73
218053	一宮市萩原町西御堂字虫祭2番	西御堂水源地	145 ~ 154 182 ~ 189	3.99	3.28	2.97
381023	一宮市光明寺字番場18番	葉栗北部水源地	40 ~ 48 57 ~ 68	9.97	4.69	4.25

(注) 地下水位（静水位）は、管頭下の値（井戸の天端から水面までの深さ）を示す。

地下水位(静水位) [単位:m]											
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	変動幅
5.20	4.74	5.06	5.11	5.19	5.37	5.62	5.78	5.70	5.77	5.38	1.04
5.13	4.68	5.04	5.05	5.12	5.31	5.57	5.74	5.65	5.71	5.33	1.06
2.94	2.59	2.94	2.79	3.00	3.33	3.56	3.71	3.67	3.55	3.25	1.12
3.70	3.25	3.57	3.70	3.68	3.77	3.93	4.07	3.92	4.03	3.79	0.82
4.41	3.93	4.29	4.48	4.50	4.43	4.60	4.77	4.53	4.67	4.50	0.84
3.95	3.54	4.20	3.89	4.09	4.42	4.63	4.71	4.61	4.52	4.29	1.17
3.97	3.35	4.21	4.11	4.03	4.07	4.39	4.52	4.19	4.17	4.15	1.17
4.00	3.37	4.24	4.13	4.06	4.10	4.41	4.50	4.21	4.20	4.17	1.13
3.54	2.41	2.98	2.97	3.09	3.26	3.92	4.41	4.49	4.39	3.53	2.08
6.32	6.20	6.20	6.25	6.14	6.37	6.78	6.68	7.17	7.17	6.57	1.03
5.47	7.00	6.88	7.03	6.55	7.34	7.75	8.03	7.99	8.04	7.27	2.57
3.11	2.51	3.10	3.02	3.31	3.36	4.06	4.25	4.45	4.53	3.62	2.02
5.00	5.00	5.00	5.00	4.94	5.20	5.39	5.57	5.59	5.56	5.24	0.65
7.15	6.72	6.93	7.31	7.22	7.41	7.79	7.95	7.93	8.12	7.44	1.40
3.63	3.23	3.46	3.71	3.78	3.82	3.95	3.98	3.97	4.09	3.75	0.86
5.96	5.94	6.01	5.96	5.92	5.88	5.72	5.61	5.80	5.70	5.84	0.40
3.20	2.39	2.90	2.97	3.11	3.28	3.77	4.04	4.17	4.33	3.47	1.94
3.06	2.61	2.72	2.44	2.44	2.45	2.44	2.38	2.41	2.44	2.67	1.11
2.28	1.76	2.17	2.27	2.24	2.25	2.49	2.52	2.46	2.48	2.32	0.79
2.63	1.86	2.43	2.68	2.42	2.40	2.70	2.67	2.72	2.72	2.57	0.99
2.47	2.52	2.91	3.09	2.96	2.62	2.63	3.08	2.73	3.14	2.87	0.81
3.65	3.01	3.72	3.57	3.81	4.28	4.41	4.84	4.62	4.73	4.13	1.83

表 10-4 一宮市における地盤沈下状況

No.	水準点番号	管理機関	所在地	累積開始年	令和元年標高(m)	令和2年標高(m)	令和2年変動量(cm)	令和2年累積(cm)
1	A47	愛知県	中島通5丁目86-1地先	昭和38年	9.6162	9.6126	-0.36	-5.92
2	A49	愛知県	島村字岩畠55-1地先	昭和38年	11.1108	11.1098	-0.10	-6.77
3	A102	愛知県	今伊勢町馬寄字六地蔵46-1	昭和46年	8.1625	8.1573	-0.52	-6.68
4	A103	愛知県	木曽川町黒田九ノ通り51	昭和46年	8.8900	8.8868	-0.32	-9.94
5	A104	愛知県	浅井町東浅井	昭和46年	11.8030	11.8004	-0.26	-6.35
6	A105	愛知県	千秋町町屋字端畠	昭和46年	11.6642	11.6622	-0.20	-4.50
7	A110	愛知県	萩原町萩原字河原崎1544	昭和46年	4.7387	4.7325	-0.62	-9.26
8	A111	愛知県	木曽川町玉ノ井字寺東27-1	昭和46年	7.4778	7.4742	-0.36	-11.95
9	A114	愛知県	大和町苅安賀字川田46-2	昭和46年	5.9970	5.9914	-0.56	-10.00
10	A281	愛知県	木曽川町玉ノ井字穴太部	昭和47年	7.5600	7.5553	-0.47	-10.42
11	A282	愛知県	小信中島字南平口96-2	昭和47年	6.0907	6.0871	-0.36	-7.67
12	A283	愛知県	三条字宮西12-1	昭和47年	5.2623	5.2574	-0.49	-6.70
13	A284	愛知県	西萩原字中道26	昭和47年	5.6888	5.6833	-0.55	-6.69
14	A285	愛知県	明地字江端23	昭和47年	4.0763	4.0713	-0.50	-4.25
15	A286	愛知県	上祖父江字道福辺30-1	昭和47年	4.0324	4.0280	-0.44	-6.20
16	A289	愛知県	花池2丁目9番	昭和47年	7.1810	7.1761	-0.49	-4.26
17	A290	愛知県	大和町南高井字宮腰751	昭和47年	4.4848	4.4797	-0.51	-8.29
18	A303	愛知県	春明字裏山15	昭和50年	12.9348	12.9334	-0.14	-3.43
19	A367	愛知県	三条字芦山10-1	昭和53年	5.5541	5.5486	-0.55	-8.84
20	A369	愛知県	木曽川町里小牧字北青木25	昭和54年	8.2547	8.2501	-0.46	-6.94
21	A373(BM5)	愛知県	木曽川町里小牧字新田207	昭和51年	9.0685	9.0636	-0.49	-12.15
22	A408	愛知県	浅井町黒岩字石刀塚46地先	昭和62年	16.5436	16.5459	0.23	-3.01
23	一宮市気象水象観測所	愛知県	高田字郷廻り59-2	昭和52年	仮点	仮点	仮点	仮点
24	木庄流11	愛知県	木曽川町外割田字西郷東63	昭和51年	7.5443	7.5403	-0.40	-5.64
25	180-1	国土地理院	牛野通3丁目25-2	昭和36年	7.9502	7.9453	-0.49	-17.48
26	181	国土地理院	本町1丁目3番	昭和36年	8.6849	8.6798	-0.51	-3.73
27	181-1	国土地理院	今伊勢町新神戸字新開915	昭和38年	8.0256	8.0211	-0.45	-8.29
28	182	国土地理院	木曽川町黒田四ノ通り65地先	昭和38年	7.7633	7.7581	-0.52	-8.90

No.	水準点番号	設置機関	所在地	累積開始年	令和元年標高(m)	令和2年標高(m)	令和2年変動量(cm)	令和2年累積(cm)
29	182-1	国土地理院	木曾川町黒田字西針口北切10	昭和38年	9.4135	9.4082	-0.53	-18.40
30	182-2	国土地理院	北方町北方字倉骨16地先	昭和38年	15.9829	15.9782	-0.47	-17.57
31	1035	国土地理院	開明字東沼48-1	昭和38年	5.8447	5.8405	-0.42	-16.71
32	1036	国土地理院	三条字古川44-1	昭和38年	5.3859	5.3808	-0.51	-20.50
33	3411	国土地理院	笛野字宮西北	昭和49年	11.7064	11.7068	0.04	-4.97
34	4377	国土地理院	千秋町加納馬場字清水17地先	昭和46年	13.2946	13.2934	-0.12	-3.96
35	4391	国土地理院	春明字河戸	昭和46年	13.7497	13.7464	-0.33	-19.54
36	4411	国土地理院	大和町荔安賀2224	昭和47年	5.7905	5.7850	-0.55	-6.68
37	4687	国土地理院	小信中島字郷南3121-1	昭和47年	5.8482	5.8424	-0.58	-6.28
38	上流KL5	中部地方整備局	東加賀井字江西	昭和48年	12.4246	12.4187	-0.59	-16.57
39	上流KL6	中部地方整備局	祐久字東川田	昭和48年	8.5509	8.5468	-0.41	-6.89
40	上流KL7	中部地方整備局	富田字砂入	昭和48年	15.1111	15.1072	-0.39	-7.67
41	上流KL8	中部地方整備局	富田字上町	昭和48年	13.9488	13.9433	-0.55	-12.80
42	上流KL24	中部地方整備局	光明寺字石原	昭和48年	16.4182	16.4169	-0.13	-9.01
43	上流KL25	中部地方整備局	浅井町極楽寺	昭和48年	17.0464	17.0483	0.19	-8.88
44	上流KL26	中部地方整備局	浅井町極楽寺	昭和48年	19.1311	19.1328	0.17	-8.83
45	上流KL27	中部地方整備局	浅井町大野	昭和48年	19.1020	19.1050	0.30	-7.98

(東海三県地盤沈下調査会 提供)

(注) 移設した水準点については、移設後3年間は評価対象外としている。

11 ダイオキシン類

11 ダイオキシン類

概況

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成12年1月に施行された。

この法律は、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査等を定めている。この法律により、ダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設やダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として特定施設が定められ、特定施設を設置している者又は設置しようとしている者は届出が義務づけられた。

なお、令和3年3月31日現在の届出数は、表11-1のとおりである。

表11-1 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設の届出状況(令和3年3月31日現在)

施 設 名		事業所数	施設数
大気	5. 廃棄物焼却炉	7	10
	計	7	10
水質	15. 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	4	4
	18. 水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道 終末処理施設	2	2
	計	4	6

(愛知県環境局資料)

(1) 水環境調査

水環境（公共用水域・水質）調査を日光川北今橋で実施した。これによると年平均値は、0.27pg-TEQ/ℓであり、環境基準（1pg-TEQ/ℓ：年平均値）を達成していた。なお、令和2年度における調査結果については、表11-2のとおりである。

また、水環境（公共用水域・底質）調査では、ダイオキシン類は、1.3pg-TEQ/gであり、環境基準（150pg-TEQ/g）を達成した。なお、令和2年度における調査結果については、表11-3のとおりである。

表 11-2 水環境(公共用水域・水質)におけるダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果 (pg-TEQ/ℓ)		調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/ℓ)
河川名	地点名	0.27	0.45	令和2年8月31日	1
日光川	北今橋		0.094	令和2年12月14日	

※調査結果は年平均値に併せて右に各測定結果を記載した。 (愛知県環境局資料)

表 11-3 水環境(公共用水域・底質)におけるダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)		調査年月日	環境基準 (pg-TEQ/g)
河川名	地点名	1.3		令和2年8月31日	150

(愛知県環境局資料)

12 地球温暖化対策

12 地球温暖化対策

概　　況

地球温暖化とは、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど）の大気中の濃度が高まることにより、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地表面の温度が上昇する現象である。地球温暖化の進行によって、海面上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行等の悪影響を及ぼしている。

この地球規模の問題に対し、1997年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）にて「京都議定書」が採択され、1998年10月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）を公布し、1999年4月に全面施行した。

2015年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降すべての国が合意のもとに温暖化問題に取り組むための仕組みを示した、「京都議定書」に代わる新しい国際条約「パリ協定」が採択された。

この協定は、世界共通の長期目標として世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを言及した。各国の目標は、それぞれの国の異なる事情に照らし差異のある責任を負う各国の能力の原則を反映し実施することとし、日本は2020年までに提出する約束草案で2030年までに2013年比26%減の温室効果ガス削減目標を掲げた。

また、この協定では気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靭性の強化及び脆弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定める、と規定された。これにより、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」についても進められることが求められている。

それを受け、国は2018年6月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた気候変動適応法を公布し、同年12月に全面施行した。

さらに、2019年6月にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が改正され2020年4月から施行された。この改正により、フロン類使用製品を廃棄する時の規制が強化され、地球温暖化係数が非常に高いフロン類の排出抑制が図られた。

(1) 一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、自らが率先して事務事業を見直し、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出の削減を行うことを目的とする一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「エコアクション一宮」を策定し、平成13年4月から「第1次エコアクション一宮」を実施している。令和2年度は「第4次エコアクション一宮」（平

成28年度～令和2年度）に取り組んだ。

「第4次エコアクション一宮」では、令和2年度までに温室効果ガスの排出量を平成27年度実績より8%削減することを目指とした。公の施設を含む各庁舎等の市関連施設を対象とし、環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進し、空調機器や照明器具の適正使用等に率先して取り組み、環境への負荷を低減するよう努めた。夏期期間中にはノーネクタイを励行する「さわやかエコスタイルキャンペーン」などを実施した。

また、「第4次エコアクション一宮」の計画期間が満了することに伴い、令和3年2月に「第5次エコアクション一宮」（令和3年度～令和12年度）を策定した。この計画では、温室効果ガスの排出量を令和12年度までに平成27年度実績より24%削減すること目標としている。今後は、公共施設における照明のLED化や再生可能エネルギーの導入などを通して、更なる温室効果ガス排出の削減を実施していく。

ア 温室効果ガスの排出状況

令和2年度中の市関連施設における温室効果ガスの排出量は、104,262.8 t（二酸化炭素換算値）、基準年度比2.8%減少した。そのうち二酸化炭素は、100,359.1 t、全体の96.3%を占めている。資源やエネルギー使用量は、表12-1及び表12-2のとおりである。

表 12-1 資源及びエネルギーの使用状況

項目 （単位）		基準年度（H27）	令和2年度	基準年度比 増減（%）
エネルギー 使用量	電気 (kWh)	66,398,493	65,255,846	△1.7
	ガソリン (ℓ)	210,471	178,086	△15.4
	灯油 (ℓ)	228,379	118,411	△48.2
	軽油 (ℓ)	146,491	175,531	19.8
	A重油 (ℓ)	1,273,183	989,413	△22.3
	液化石油ガス（LPG） (kg)	82,475	102,523	24.3
	液化天然ガス（ LNG） (kg)	1,172	1,389	18.5
	都市ガス (m³)	3,923,915	5,004,497	27.5
廃プラスチック類 (t)		20,311	20,586	1.4
水道水使用量 (m³)		1,228,263	931,731	△24.1
コピー用紙 (枚)		21,274,764	17,665,441	△17.0

表 12-2 溫室効果ガス排出状況

(トンCO₂)

温室効果ガスの種類		基準年度(H27)	令和2年度	基準年度比 増減(%)
二酸化炭素	電気	33,000.1	28,125.3	△14.8
	ガソリン	488.3	413.2	△15.4
	灯油	568.7	294.8	△48.2
	軽油	378.0	452.9	19.8
	A重油	3,450.3	2,681.3	△22.3
	液化石油ガス (LPG)	247.4	307.6	24.3
	液化天然ガス (LNG)	3.2	3.8	18.8
	都市ガス	8,750.3	11,160.0	27.5
	廃プラスチック類 (CO ₂)	56,159.9 103,046.1	56,920.3 100,359.1	1.4 △2.6
メタン	(CH ₄)	854.7	768.5	△10.1
一酸化二窒素	(N ₂ O)	3,291.5	3,105.7	△5.6
ハイドロフルオロカーボン	(HFC)	5.8	5.3	△8.6
六ふつ化硫黄	(SF ₆)	24.2	24.2	0
合計		107,222.4	104,262.8	△2.8

イ グリーン購入の実施状況

令和2年度中の市関連施設におけるグリーン購入率は76.3%であった。なお、品目別のグリーン購入状況については、表12-3のとおりである。

表 12-3 品目別グリーン購入状況(令和 2 年度)

分類		グリーン購入率 (%)
紙類・文具類	紙類	78.9%
	文具類	95.0%
	(小計)	82.3%
オフィス家具等	オフィス家具等	97.3%
電化製品等	画像機器等	84.0%
	電子計算機等	98.6%
	オフィス機器等	95.7%
	移動電話等	0.0%
	家電製品	89.6%
	エアコンディショナー	84.3%
	照明	74.4%
	(小計)	80.0%
自動車等	自動車等	100.0%
消火器	消火器	100.0%
繊維製品	制服・作業服等	79.6%
	インテリア・寝装寝具	100.0%
	作業手袋	13.3%
	その他の繊維製品	11.9%
	(小計)	72.4%
設備	設備	0.0%
役務・公共工事	役務	26.4%
	公共工事	86.8%
	印刷機能等提供業務	100.0%
	(小計)	26.7%
	プラスチック製ごみ袋	99.2%
総合計		76.3%

(注)グリーン購入率は、調達対象品目総購入額に占める特定調達物品購入額の割合を示す。

(2) いのちのみや気候変動対策アクションプラン 2030

地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、市域内で排出される温室効果ガスの削減を推進するため、平成24年4月に、一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。そして、これを引き継ぐ形で、令和2年3月に「いのちのみや気候変動対策アクションプラン2030」を策定し、市民・事業者・市の三者が連携して温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。この計画は、従来の計画を見直すとともに、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としての要素を加えた計画である。計画では、令和12年度には基準年度（平成25年度）比26%削減を目指し、長期目標では令和32年度に基準年度比80%削減を目標としている。

平成30年度中の市全域における温室効果ガス排出量は、基準年度比で2.5%の減少となった。なお、温室効果ガスの部門別排出量については、表12-4のとおりである。

表 12-4 一宮市域内の温室効果ガス排出量(推計量) (トンCO₂)

部門	基準年度 (平成 25 年度)	平成 30 年度	基準年度比 増減 (%)
産業	853,434	858,426	0.6
民生家庭	544,650	461,138	△15.3
民生業務	308,453	289,154	△6.3
運輸	616,076	646,570	4.9
廃棄物	59,367	65,863	10.9
農業	6,475	7,559	16.7
合計	2,388,455	2,328,709	△2.5

13 一宮市環境基本計画

13 一宮市環境基本計画

概 况

一宮市環境基本条例第 24 条に基づき、環境審議会を設置し、環境基本計画の進行管理等について公開にて審議した。なお、会議の開催状況については表 13-1 のとおりである。

計画の中で環境教育の推進を掲げており、令和 2 年度はアサガオやゴーヤなどのつる性植物で建物の窓辺に緑のカーテンを作り、室温の上昇を抑える「緑のカーテン」事業を小学校 42 校、中学校 17 校、公立保育園 53 園、公共施設 43 施設で実施した。そのほかにもエコハウス 138 において「環境学習講座」を実施し、各世代に合わせた環境教育・学習に取り組んだ。

なお、環境学習講座等の開催状況は、表 13-2 のとおりである。

表13-1 会議開催状況(令和2年度)

会議名	開催回数（回）
環境審議会	2 <small>(1回は環境影響評価に関する内容)</small>
環境基本計画等推進協議会	1
環境基本計画等連絡会議	1

表13-2 環境学習講座等開催状況(令和2年度)

環境学習講座等	開催回数（回）
環境学習講座	2
子ども環境体験講座	0
子ども環境イベント～エコフェス～	0
緑のカーテン講座	5
幼児環境教育	3

14 こどもエコクラブ

14 こどもエコクラブ

こどもエコクラブは子どもが誰でも参加できる環境活動クラブで、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援している。

一宮市は事務局として、市内のことどもエコクラブへ情報提供等の支援を行う。なお、本市における登録実績は、表 14-1 のとおりである。

表 14-1 こどもエコクラブ登録実績

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
クラブ数（団体）	2	3	0
クラブ員数（人）	137	146	0

※各年度における 3 月 31 日時点での登録数です。

15 公害防止管理者等

15 公害防止管理者等

概　況

特定工場を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年6月10日法律第107号）に基づき、公害防止管理者等を選任し、届出が義務付けられている。

本市における公害防止管理者等選任状況は、表15-2のとおりである。

（1）選任

○公害防止統括者（法第3条）

当該特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理する者である。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下である特定工場は選任する必要はない。工場長等の職責にある者が適任で、資格は不要である。

○公害防止管理者（法第4条）

当該特定工場において技術的事項に関する業務（騒音・振動関係においては施設の配置の改善、施設の点検等。水質関係においては使用する原材料の検査、施設の点検、測定及び記録、事故時における応急の措置の実施等）を担う。施設の直接の責任者が想定され、公害発生施設の区分ごとに選任し、資格を必要とする。

○代理者（法第6条）

公害防止統括者、公害防止管理者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う。

○公害防止統括者及びその代理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から30日以内にしなければならない。（規則第2条・第10条第1項）

○公害防止管理者及びその代理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から60日以内にしなければならない。（規則第5条第1項・第10条第2項）

（2）届出（法第3条第3項・第4条第3項・第6条第2項）

○特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者等を選任したときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

表 15-1 騒音・振動・水質・一般粉じん関係の公害防止管理者を選任しなければならない特定工場

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場

1 騒 音 関 係

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- (1) 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- (2) 鍛 造 機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

2 振 動 関 係

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内にあって、次の施設が設置されている工場

金属加工機械のうち

- (1) 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2,941 キロニュートン以上のものに限る。）
- (2) 機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る。）
- (3) 鍛 造 機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

3 水 質 関 係

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の規定による特定施設のうち汚水等排出施設（汚水又は廃液を排出する施設）が設置されている工場の中で、次の施設が設置されている工場

水質関係 第 1 種	水質関係有害物質発生施設（令別表第1）で、排出水量が 10,000 m ³ ／日以上の工場に設置されるもの
水質関係 第 2 種	水質関係有害物質発生施設（令別表第1）で、排出水量が 10,000 m ³ ／日未満の工場、又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの
水質関係 第 3 種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 10,000 m ³ ／日以上の工場に設置されるもの
水質関係 第 4 種	水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が 1,000 m ³ ／日以上 10,000 m ³ ／日未満の工場に設置されるもの

4 一般粉じん関係

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 10 項に規定する「一般粉じん発生施設」が設置されている工場

表15-2 公害防止管理者等選任状況(令和3年3月31日現在)

業種		特定工場数	公害防止統括者		公害防止管理者							
					騒音関係		振動関係		水質関係		一般粉じん関係	
			本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者	本人	代理者
総計		22	9	9	14	14	15	15	3	3	4	4
			8	8	11	9	11	9	3	3	0	0
9	食料品製造業	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
24	金属製品製造業	9	4	4	4	2	4	2	2	2	0	0
25	はん用機械器具製造業	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
31	輸送用機械器具製造業	7	3	3	6	6	6	6	0	0	0	0
32	その他の製造業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 業種は日本標準産業分類の中分類による。

(注2) 総計の上段数字は該当する特定工場数、下段数字は選任されている特定工場数を示す。

16 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

16 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

平成19年度から行っていた住宅用太陽光発電システム設置補助、平成23年度から行っていた家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム設置補助について、見直しを行い、令和元年度より新たに住宅用地球温暖化対策設備設置補助金を設けた。

住宅用地球温暖化対策設備設置補助金は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

令和2年度の補助実績については、表16-1のとおりである。

表16-1 住宅用地球温暖化対策設備設置補助実績(令和2年度)

設備	件数	単価	補助額 (県補助金を含む)
① 太陽光	82件	18,000円/kW (上限4kW)	5,692,000円
② コージェネ	79件	60,000円 (定額)	4,740,000円
③ 蓄電池	265件	50,000円 (定額)	13,250,000円
④ HEMS	149件	10,000円 (定額)	1,490,000円
⑤ V2H	7件	50,000円 (定額)	350,000円
合 計			25,522,000円

- ① 太陽光は、住宅用太陽光発電システムを示す。
- ② コージェネは、家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムを示す。
- ③ 蓄電池は、定置用リチウムイオン蓄電システムを示す。
- ④ HEMS は、家庭用エネルギー管理システムを示す。
- ⑤ V2H は、電気自動車等充給電設備を示す。

(注) ①太陽光は、以下の条件のいずれかを満たす場合のみ対象となる。

- ・③蓄電池及び④HEMS を同時に設置する場合
- ・④HEMS 及び⑤V2H を同時に設置する場合

一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を購入し、住宅に設置する者に対し、その経費の一部を補助することにより、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助金の交付対象設備とその概要は以下のとおりとし、補助の要件は別表第1に掲げるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの

(2) 家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム

燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPG等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの

(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの

(4) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

家庭での電力使用量等を自動で測定し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの

(5) 電気自動車等充給電設備（V2H）

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象設備を新たに設置する者であること。
 - (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象設備付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者であること。
- 2 補助対象設備を設置した住宅に住所を有し、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民として記録されている者であること。
- 3 各補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の額及び補助対象経費)

第5条 この要綱において、補助金の額及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象設備に係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画書（様式第2）
- (2) 補助対象設備に係る経費が明記されている工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し
- (3) 補助対象設備を設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 現況が確認できるカラー写真（補助対象設備設置予定の住宅の部分及び住宅全景の写真。新築の場合で住宅がない場合は建築予定地の写真。）
ただし、建売住宅の場合は、次に挙げるカラー写真も添付すること。
 - ア 住宅用太陽光発電設備においては、設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるもの
 - イ 家庭用燃料電池システムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるもの
 - ウ 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、補助対象設備本体と本体に貼付さ

れている型式と製造番号が確認できるもの

- エ 家庭用エネルギー管理システムにおいては、補助対象設備の本体が確認できるもの
- オ 電気自動車等充給電設備においては、補助対象設備の本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるもの

(5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象設備の工事に着手することが、又は建売住宅の場合は補助対象設備を設置された建物の引渡しを受けることができる。

(計画変更等の承認)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに一宮市住宅用地球温暖化対策設備設置補助金計画変更申請書（様式第4。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金変更決定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象設備の設置を完了したときは、完了日から1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金実績報告書（様式第6。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備設置の完了日から1か月を経過する日が閉庁日の場合は、それ以降直近の閉庁日までに報告しなければならない。また3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する閉庁日までに報告しなければならない。

(1) 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金概要書（様式第7）

- (2) 補助対象者の補助対象設備の設置費に係る領収書の写し
 - (3) 住民票の写し（交付決定日以降に発行したものに限る。）
 - (4) 住宅用太陽光発電システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し
 - イ 製造者または製造者を代行できる業者の発行する設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が明記された未使用品であることが確認できる出力対比表の写し
 - ウ 設置した太陽電池モジュールすべてが確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - エ システム配置図
 - (5) 家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - (6) 定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - (7) 家庭用エネルギー管理システムにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書又は出荷証明書の写し（補助対象者の氏名、型式と製造番号、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備本体が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - ウ システムが起動していることがわかるモニター、スマートフォン等のカラー写真。
 - (8) 電気自動車等充給電設備においては、以下のとおりとする。
 - ア 補助対象設備の保証書の写し（補助対象者の氏名、保証の開始日が記載されたもの）
 - イ 補助対象設備の本体と本体に貼付されている型式と製造番号が確認できるカラー写真。ただし、建売住宅で交付申請時に上記のカラー写真を提出している場合は除く。
 - (9) その他市長が必要と認めたもの
- 2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。
- (1) 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日（ただし、住宅用太陽光発電設備の場合は、電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類に記載される系統連系の開始日とする。）

(2) 補助対象設備の設置工事に係る支払が完了した日

(交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付確定通知書（様式第8）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、住宅用地球温暖化対策設備設置補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第17条第1項の規定により、補助対象者は、補助対象設備設置の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第3に規定する耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ住宅用地球温暖化対策設備設置補助金処分承認申請書（様式第10）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第9条第1項に規定する報告書を同項に規定する期限までに提出しないとき。
- (4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第14条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて売電量及び買電量データの提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備	要件
共通	未使用品であること。
住宅用太陽光電システム	<p>(1) 次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置するものであること。 イ 家庭用エネルギー管理システム及び電気自動車等充給電設備を同時に設置するものであること。 <p>(2) 太陽電池の出力を監視する等により、全自动運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(3) 構成要素として、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計から構成されるものであること。ただし、前項を満たすものであれば、これらの構成要素は単体の要素であることを必要としない。</p> <p>(4) 次の各号に規定する要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「J E T」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、I E C規格に基づきJ E Tが認証した太陽電池モジュール、又は、I E C E E—P V—F C S制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。 イ 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。 ウ インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。

	<p>エ　　発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。</p> <p>オ　　余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。</p> <p>(5)　工事、施工にあっては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（J E A C 8 0 0 1）に準拠していること。</p> <p>(6)　電気事業者と電力受給契約を締結していること。</p> <p>(7)　太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低压配電線に余剰の電気が逆流されること。</p> <p>(8)　太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値とする。）が10キロワット未満であるもの。ただし、増設の場合は、既設分も含めて10キロワット未満であること。</p> <p>(9)　太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自动運転（自動起動・自動停止）を行う機能を有すること。</p>
家庭用燃料電池 コーポレートソリューションシステム	国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）により登録されているものであること。
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	<p>(1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p> <p>(2) パソコン等又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。</p>

	<p>(3) 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(4) 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電システムの設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。</p> <p>(5) 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。</p> <p>(6) 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できること。</p> <p>(7) 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。</p>
電気自動車等 充給電設備 (V2H)	国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人性世代自動車振興センターより登録されているものであること。

別表第2（第5条関係）

設備	補助金の額 (当該額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)
住宅用太陽光発電システム	補助対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値(その値が4キロワットを超える場合にあっては、4キロワット)とする。)に18,000円を乗じて得た額とする。	太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用
家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム	定額60,000円とする。	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、設置工事に関する費用
定置用リチウムイオン蓄電システム	定額50,000円とする。	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の設置工事に関する費用
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	定額10,000円とする。	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測装置、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用

電気自動車等 充給電設備 (V 2 H)	定額 50,000 円とする。	当該補助対象設備の購入、据付け、設置工事に関する費用
----------------------------	-----------------	----------------------------

17 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

17 専用水道、貯水槽水道及び飲用井戸

概　　況

水道事業等に関する認可、指導監督等に係る事務については、それらの規模等に応じて厚生労働大臣または都道府県知事が行うこととされている。

一方、専用水道の確認や指導監督、簡易専用水道の指導監督等の事務については、市においては市長、町村においては都道府県知事が行うこととされている。

本市における令和2年度の専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況及び専用水道の届出・立入状況については、表17-1及び表17-2のとおりである。

表17-1 専用水道・貯水槽水道・飲用井戸の状況(令和3年3月31日現在)

種類	設置数(件)
専用水道	13
貯水槽水道	1,145
簡易専用水道	337
小規模貯水槽水道	808
飲用井戸	432

表17-2 専用水道の届出・立入状況(令和2年度)

届出・立入内容	件数
確認申請書	0
水道技術管理者設置・変更届	2
給水開始届	0
記載事項変更届	0
廃止届	0
立入調査	13
給水開始前現地確認	0

参 考 资 料

一宮市環境基本条例

平成16年3月24日
条例 第19号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条－第21条）

第3章 地球環境保全の推進のための施策（第22条・第23条）

第4章 一宮市環境審議会（第24条－第29条）

付則

私たちのまち一宮市は、本州のほぼ中央の濃尾平野中央部に位置し、木曽川をはじめとする幾筋もの河川が織り成す豊かな自然といにしえからの歴史に恵まれ、先人たちの長年の努力により、産業を興し、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、今日の都市化の進展や生活様式の変化は、資源やエネルギーを大量に消費し、様々な環境への負荷を与えてきた。その結果、環境問題は、ますます複雑化、多様化し、環境への影響は、地域にとどまらず、地球的規模に広がり、将来の世代にわたる問題として認識されるに至った。

もとより、私たちは、良好な環境のもとで、安心、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵み豊かな環境を守り育て、健全な状態で将来の世代に引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識のもとに、市、事業者及び市民がそれぞれの自覚と責任において、相互の協力により、持続的発展が可能な社会を目指すとともに、安全で快適な魅力あふれる環境都市を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに一宮市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活が将来にわたって確保されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境の保全等 安全で快適な生活環境や良好な自然環境を維持するとともに、適切に環境の向上を図るため、環境にやさしい快適な生活空間を作り出すことをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げることを基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 人と自然が共生し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等について配慮するものとする。

3 市は、率先してその活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ、市、事業者及び市民が協働して総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康が保持され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤その他環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 緑地、水辺等における自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の創出及び保全並びに歴史的文化遺産の保護及び活用を図ること。
- (4) 環境に配慮した生活様式の定着を図ること。
- (5) エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量を促進すること。
- (6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定及び変更)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、一宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全等に関する施策

(3) 環境の保全等に関する行動指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ一宮市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

（環境基本計画の推進）

第9条 市長は、環境基本計画の推進に当たっては、十分な進行管理のもと、継続的な計画の見直しや改善を図りながら、実効性を確保するとともに、その内容を総合的かつ計画的に推進し、掲げられた各施策の目標の実現を図らなければならない。

（規制の措置）

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に資する施設の整備等）

第11条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の利用の促進及び適正な管理に努めるものとする。

（エネルギーの有効利用等の促進）

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等によるエネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の参加の機会の確保）

第14条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第15条 市は、市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、それに関する活動が促進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第16条 前条に定めるもののほか、市は、市民等による環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を収集するとともに、その情報を市民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第18条 市は、環境の保全等に資するため、必要な調査及び研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握するため、環境に係る監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第20条 市は、市の区域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等のため広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第21条 市は、環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第22条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第23条 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する技術及び情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 一宮市環境審議会

(一宮市環境審議会の設置)

第24条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

第25条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する18人以内の委員で組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期等）

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第27条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、議事に關係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（審議会の運営に関する事項）

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び付則第3項の規

定は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年4月1日（以下「施行日」という。）以後最初に策定される環境基本計画に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「一宮市環境審議会」とあるのは、「一宮市環境基本計画策定審議会の設置に関する条例（平成14年一宮市条例第26号）に規定する一宮市環境基本計画策定審議会」と読み替えるものとする。
- 3 第28条第1項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される審議会の会議は、市長が招集する。

付 則（平成18年9月29日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の一宮市環境基本条例（以下「新条例」という。）第25条の規定により新たに選任される委員の任期は、新条例第26条の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に改正前の一宮市環境基本条例の規定により選任されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

付 則（平成22年3月26日条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月29日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の規定により新たに委嘱される委員（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第26条の規定にかかわらず、平成24年3月31日とする。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市環境審議会の運営に関する規則

平成 18 年 9 月 29 日
規 則 第 67 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、一宮市環境基本条例（平成 16 年一宮市条例第 19 号）第 29 条の規定に基づき、一宮市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会には、専門的な見地から審議事項を検討させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、議事に關係のある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第 5 条 部会長は、部会での検討結果を審議会に報告しなければならない。

(雜 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に招集される部会の会議は、会長が招集する。

一宮市公害対策協議会設置規程

昭和 45 年 9 月 28 日
規 程 第 9 号

(目的)

第1条 市民の健康と快適な生活環境の保全を考慮して、その対策を協議するため、一宮市公害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、公害防止及びその対策に関して前条の目的達成のために次の事項を協議する。

- (1) 公害防止の対策、指導に関すること。
- (2) 公害防止の調査、研究に関すること。
- (3) 公害防止の思想の高揚に関すること。
- (4) その他公害に関して必要と認めたこと。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係業界の代表者
- (3) 優れた識見を有する者
- (4) 関係官公署の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、副市長をもってあてる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 会長は、公害に関する専門の事項を調査協議するため、必要があるときは協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指定する委員をもって組織する。

3 部会には、前項の委員のほか、必要に応じて専門知識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第8条 協議会の事務は、環境部環境保全課において処理する。

(運営その他必要事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 に基づく公害に関する委員会または付属機関を設立するときは効力を失なう。

付 則（昭和 45 年 11 月 9 日規程第 12 号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 48 年 9 月 27 日規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 27 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 28 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 10 月 22 日訓令第 7 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 2 年 10 月 22 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に改正前の第 3 条の規定により委員に委嘱されている者のうち、同条第 1 号に該当するもの（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日とする。

3 この訓令の施行の際、現に改正前の第 3 条の規定により委員に委嘱されている者のうち、同条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するものは、この訓令の施行の日をもって解任されたものとみなす。

4 改正後の第 3 条の規定により新たに委員に委嘱される者のうち、同条第 2 号から第 5 号までの規定に該当するもの（当該委員の欠員による後任者を含む。）の任期の終期については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日とする。

一宮市公害対策会議要綱

(設置)

第1条 公害に関する連絡、協議及び調査研究を行い、その対策を樹立し、もって公害処理の円滑な推進を図るため、一宮市公害対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の実施について協議する。

- (1) 公害の発生防止対策に関すること。
- (2) 公害対策に関する連絡調整及びその推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公害対策に関し必要なこと。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には副市長、副会長には環境部長をもって充てる。
- 3 委員には、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(幹事)

第4条 会議に幹事を置き、第2条に規定する事務の予備的調査研究及び資料の収集を行う。

- 2 幹事には、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(招集)

第5条 会議及び幹事の招集は、必要に応じて随時会長が行う。

- 2 会長は、必要に応じて、別表第2の幹事以外の者を招集することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

付 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

財務部長	市民健康部長	活力創造部長	まちづくり部長	建設部長
教育部長	上下水道部長			

別表第 2 (第 4 条、第 5 条関係)

保健所健康支援課長	廃棄物対策課長	施設管理課長	商工観光課長	
農業振興課長	都市計画課長	公園緑地課長	建築指導課長	維持課長
教育部総務課長	下水道整備課長	施設保全課長		

一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例

令和 2 年 12 月 21 日
条例第 62 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等の除去について必要な事項を定めることにより、空き地の不良状態を解消し、市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 現に人が使用していない土地又は人が使用していない土地と同等の状態にある土地で、現に工作物その他の物件が設置されていないもの又はその部分をいう。ただし、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 1 項に規定する農地及びこれに類するものを除く。
- (2) 雜草等 雜草及びこれに類する竹木をいう。
- (3) 不良状態 雜草等が繁茂することにより、害虫の発生源、ごみ等の不法投棄の誘発、又は犯罪発生の遠因その他生活環境に支障がある状態をいう。ただし、雑草等が隣地との境界線を越えることによるものを除く。
- (4) 所有者等 空き地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、常にその所有し、占有し、又は管理する空き地の適正な管理に努め、当該空き地の不良状態の解消に努めなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する啓発に努めるものとする。

(立入調査)

第 5 条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、所有者等に対し、その所有し、占有し、又は管理する空き地における雑草等の状況、不良状態の解消方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該空き地に立ち入り、雑草等の状況若しくは不良状態の解消状況を確認させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び助言)

第 6 条 市長は、不良状態にある空き地の所有者等に対し、この条例の目的達成に必

要な限度において、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第 7 条 市長は、前条に規定する指導を受けた者が指導に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 8 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく、当該勧告を履行しないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第 9 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく、当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

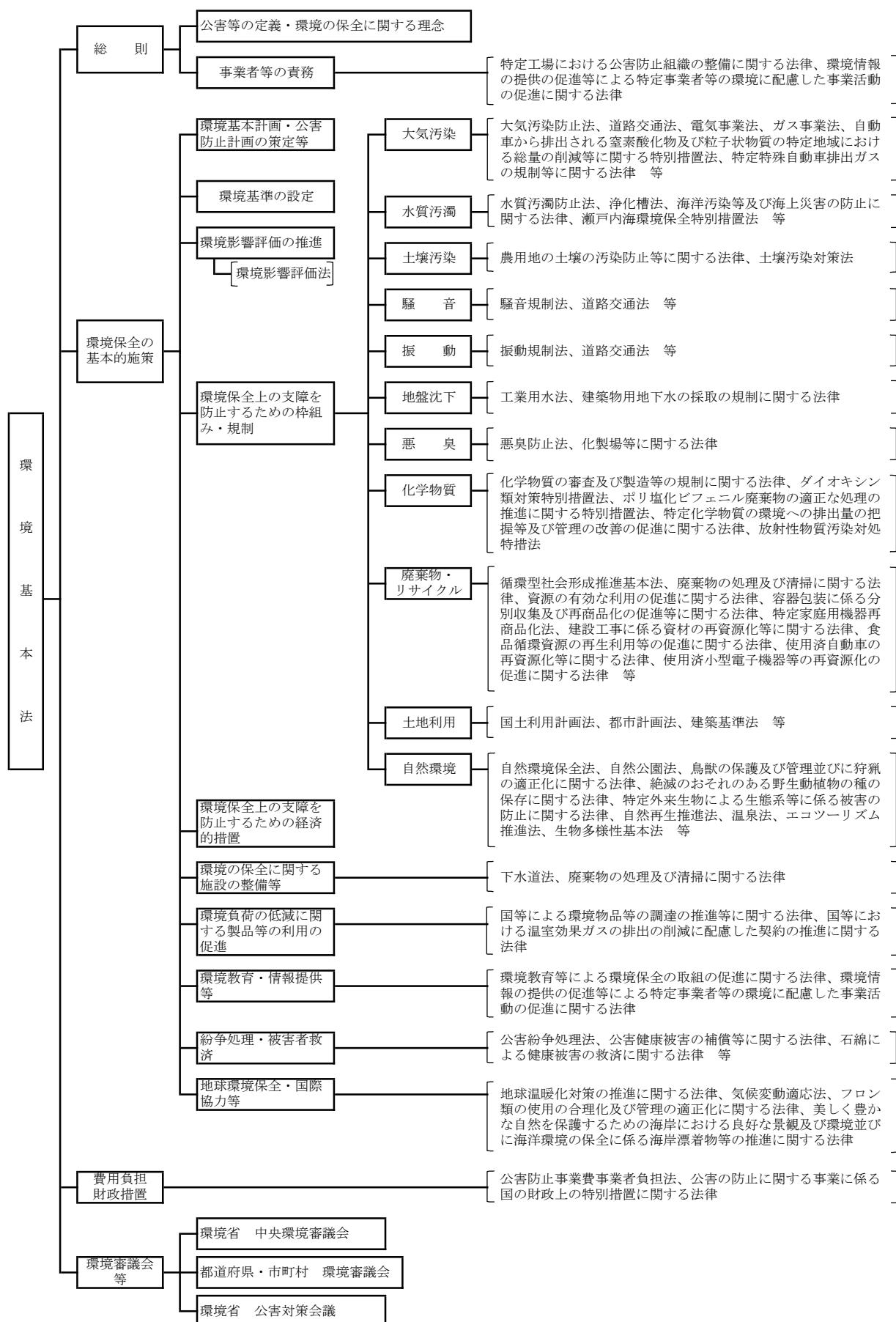
(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

環境法の体系



公害関係の主な基準について

騒音・振動に係る基準

工場・事業所に係る規制基準

騒音の規制基準

地域区分	時間区分		昼間 8:00~19:00	朝・夕 6:00~8:00 19:00~22:00	夜間 22:00~翌6:00
第1種低層住居専用地域					
第2種低層住居専用地域					
第1種中高層住居専用地域		45		40	40
第2種中高層住居専用地域					
第1種住居地域					
第2種住居地域		50		45	40
準住居地域					
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		60		55	50
近隣商業地域					
商業地域		65		60	50
準工業地域					
工業地域		70		65	60
工業専用地域		75		75	70

振動の規制基準

地域区分	時間区分		昼間 7:00~20:00	夜間 20:00~翌7:00
第1種低層住居専用地域				
第2種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域		60		55
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域				
第2種住居地域		65		55
準住居地域				
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		65		60
近隣商業地域				
商業地域		65		60
準工業地域				
工業地域		70		65
工業専用地域		75		70

I 騒音関係では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域及び工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。

II 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する工業地域及び工業専用地域の境界線から内側50m範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。

建設作業に係る規制基準

規制の種別 地域の区分	特定建設作業	騒音	振動
		騒音	振動
	1. くい打機等を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業 4. 空気圧縮機を使用する作業 5. コンクリートプラント等を設けて行う作業 6. バックホウを使用する作業 7. トラクターショベルを使用する作業 8. ブルドーザーを使用する作業 9. 鉄筋コンクリート造等の建造物を解体・破壊する作業 10. コンクリートミキサー等を用いる作業 11. コンクリートカッターを使用する作業 12. ブルドーザー・バックホウ等を用いる作業 13. ロードローラー等を用いる作業		1. くい打機等を使用する作業 2. 鋼球を使用して構築物等を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業 4. ブレーカーを使用する作業
基 準 値	123	85dB	75dB
作業時間	1	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	2	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
*1日あたりの作業時間	1	10時間を超えないこと	
	2	14時間を超えないこと	
作業期間	123	連続6日を超えないこと	
作業日	123	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
 2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
 3 1地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域
 2地域：工業地域（1地域のイの区域を除く。）
 3地域：工業専用地域（1地域のイの区域を除く。）

一般騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型	道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		特例
	AA	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	昼間	50dB以下	55dB以下	55dB以下	60dB以下	60dB以下	70dB以下 *45dB以下
	夜間	40dB以下	45dB以下	45dB以下	50dB以下	55dB以下	65dB以下 *40dB以下
該当地域	該当なし	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年内を目指として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。		
達成期間	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。						
備考	1 地域の類型 AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 専ら住居の用に供される地域 B : 主として住居の用に供される地域 C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで 3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。） 4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 5 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路						

[新たな環境基準について]

平成10年9月に騒音に係る新たな環境基準が環境庁から告示され、平成11年4月に施行された。
新たな環境基準の主なポイントは次のとおりである。

- 騒音の評価手法が、これまでの騒音レベルの中央値（L₅₀）から、等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更された。
等価騒音レベル（L_{Aeq}）は変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値のことで、住民反応との対応が良好で、国際的にも広く採用されている。
- 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うこととした。
 - 道路に面する地域以外の地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表するとと思われる地点を選定して評価
 - 道路に面する地域
原則として、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価
- 道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に接する空間については、特例として別に基準値が定められるとともに、屋内へ透過する騒音に係る基準値が示された。

航空機騒音に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県が指定する。Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

1 県営名古屋空港・岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (Lden)	該 当 地 域	
I	57dB 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	1 県営名古屋空港（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯35度15分06秒、東経136度55分39秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方5km、西方4kmの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ18kmの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、県営名古屋空港の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。 2 岐阜飛行場（岐阜県各務原市那加町）の位置を示す標点（北緯35度23分28秒、東経136度52分21秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「岐阜中心線」という。）と直角方向に南方6km、北方1kmの点を通る岐阜中心線との平行線、標点から岐阜中心線上に東方へ13kmの点を通る岐阜中心線との垂線及び名古屋中心線と直角方向に東方へ5kmの点を通る名古屋中心線との平行線によって囲まれる愛知県内の地域。ただし、河川区域及び工業専用地域を除く。
II	62dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

2 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基 準 値 (Lden)	該 当 地 域
I	57dB 以下	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。 ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

達成期間

環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。

この場合において、達成期間が5年を超える地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改善目標
新設飛行場		
既設飛行場	第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに
	A	5年以内
	B 名古屋空港は ここに該当	10年以内
	成田国際空港	5年以内に70dB未満とすること又は70dB以上の地域において屋内で50dB以下とすること。
第1種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港	10年を超える期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に70dB未満とすること又は70dB以上の地域において屋内で50dB以下とすること。 2. 10年以内に62dB未満とすること又は62dB以上の地域において屋内で47dB以下とすること。

備 考

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

自動車騒音の限度

1 環境基準

地域の類型		時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	A A	6 : 00～22 : 00	22 : 00～翌6 : 00
2	A 及び B	50dB	40dB
3	C	55dB	45dB
3	C	60dB	50dB

備考 地域の区分

A 地域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

C 地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 : 00～22 : 00	22 : 00～翌6 : 00
2	b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域	60dB	55dB
2		65dB	60dB

備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6 : 00～22 : 00)	夜間 (22 : 00～翌6 : 00)
70dB	65dB

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれ

ていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(1) 測定方法等

1 の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

ア 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

イ 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

ウ 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

エ 騒音の測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を用いることとする。

オ 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格 Z 8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

(2) 評価方法等

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

ア 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。

イ 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち 1 の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握す

ることにより評価するものとする。

2 要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		6:00～22:00	22:00～翌6:00
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線以上の車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

備考 区域の区分

第 a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 b 区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
75dB	70dB

注 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）

2 近接する区域とは、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 20 メートル

(1) 測定方法等

- ア 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- イ 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。

- ウ 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
- エ 騒音の評価手法は、等価騒音 (L_{Aeq}) レベルによるものとする。
- オ 騒音の測定方法は、原則として、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- カ 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。
- キ 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

道路交通振動の限度

1 要請限度

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		7：00～20：00	20：00～翌 7:00
1	第 1 種 区 域	65dB	60dB
2	第 2 種 区 域	70dB	65dB

備考 区域の区分

第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

(1) 測定方法等

ア 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

イ 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

ウ 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

エ 振動の測定方法は、次のとおりとする。

①振動ピックアップの設置場所は次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

②暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で、当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示 値 の 差	3dB	4dB	5dB	6dB	7dB	8dB	9dB
補 正 値	3dB	2dB			1dB		

オ 振動レベルは、5秒間隔・100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値（L10）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」

(1) 地域の類型ごとの基準値

地域の類型	用途地域	基準値
I	<ul style="list-style-type: none">・第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB 以下
II	<ul style="list-style-type: none">・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	75dB 以下

(2) 基準値の測定・評価方法

ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

イ 測定は、屋外において原則として地上1.2mの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

ウ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	達成期間
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	維持されまたは原則として5年以内(昭和53年度当初)において達成されるよう努めるものとする。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内(昭和60年度当初)とする。 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

環境基準の評価方法

1. 二酸化硫黄 (S O₂) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

2. 二酸化窒素 (N O₂) [長期的評価]

年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。

3. 一酸化炭素 (C O) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

4. 浮遊粒子状物質 (S P M) [長期的評価]

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg / m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg / m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

5. 光化学オキシダント (O_x) [短期的評価]

年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

6. 微小粒子状物質 (P M2. 5)

「平成21年9月9日付け環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知」一部抜粋

(1) 環境基準による大気環境濃度の評価

微小粒子状物質の環境基準について、微小粒子状物質の曝露から人の健康の保護を図る観点から、曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と曝露濃度分布のうち高濃度領域の濃度出現を減少させる意味での短期基準の両者を設定することとした。このため、長期基準及び短期基準に対応した環境基準達成状況の評価を行うものとする。

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果(1年平均値及び98パーセンタイル値)を踏まえた環境基

準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

(2) 黄砂時等の特異的現象に関する評価への考慮

黄砂期間の健康影響を曝露期間全般の健康影響から特定することは現時点では困難であり、大気環境濃度の評価の対象期間から黄砂期間を除いて評価することは適切ではなく、黄砂期間も評価の対象期間に含めることが適當とされている。その一方、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、長期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の平均値を算定し、その数値が長期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価し、同様に、短期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の中から年間98 パーセンタイル値を選定し、その数値が短期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価するものとする。

また、黄砂以外にも火山の噴火や山火事等、微小粒子状物質の濃度の上昇の原因となる特異的現象が特定される場合で、環境基準達成の評価に特異的現象が影響を与えると判断できる場合においては、黄砂期間の評価方法を準用して評価を実施する。

水質汚濁に係る基準

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2	「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3	海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4	省略

底質の暫定除去基準（河川および湖沼）

物質の種類	基 準 値
水 銀	25ppm 以上
P C B	10ppm 以上

環境省令で定める一律排水基準

健 康 項 目

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアノ化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L (注)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備 考

「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

生活環境項目

生 活 環 境 項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備 考	
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。	
3 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。	
4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。	
5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。	

土壤汚染に係る基準

土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

指定基準

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	-
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	-
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	-
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	-
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	-
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	-
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	-
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	-
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	-
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	-
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。	土壤 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壤 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液 1L につきふつ素 0.8mg 以下であること。	土壤 1kg につきふつ素 4000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。	土壤 1kg につきほう素 4000mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	-
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	-
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	-
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	-
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	-

悪臭に係る基準

規制基準（臭気指数）	第1種地域	第2種地域	第3種地域
1号基準（敷地境界線上の規制基準）	12	15	18
2号基準（気体排出口の規制基準）	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
3号基準（排出水の規制基準）	28	31	34

備考 地域の区分

第1種地域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域

第2種地域 準工業地域

第3種地域 工業地域、工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものであり、具体的には、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値である。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

公害関係の用語

- アルキル水銀
(R-Hg) : 天然にはほとんど存在せず、水銀、触媒を使用する有機化学工場などの排水に含まれる。人体へは下痢、けいれん等を起こし、慢性中毒では視野が狭くなり運動失調を起こす。
- 硫黄酸化物
(SOx) : 石油系などの硫黄分を含む燃料が燃えた際に生じる二酸化硫黄、三酸化硫黄のことを言う。亜硫酸ガスは無色の刺激性ガスで、大気汚染の主役と考えられる。人体に対する作用としては、粘膜刺激、呼吸器障害を引き起こす。
- 一酸化炭素
(CO) : 有機物が不完全燃焼した際に発生する炭素の酸化物。主に自動車の排気ガス等から排出され、交通の頻繁な道路や交差点近くで高濃度の汚染がみられる。人体に対する作用としては、血液中のヘモグロビンと結合して体内の酸素運搬作用を阻害し、急性毒性としてはまず頭痛、めまい、耳鳴り等をおこし、更にひどくなると意識障害を招き、麻痺状態に陥り、遂には死に至ると言われている。
- オゾン層の破壊 : 「フロン」という人工的な化学物質は、使用後大気中に放出されると、化学的に安定であるため、長い間分解されず、成層圏にまで達し、オゾン層を破壊する。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生物を守る役割を果たしているため、オゾン層が破壊されると、皮膚ガンや白内障が増えるといった人の健康への悪影響が生ずると指摘されている。
- 外因性内分泌攪乱
化学物質（環境ホルモン） : 人や生物の正常なホルモンの働きに影響を与え、生殖機能の阻害や悪性腫瘍を引き起こす可能性があるとされる化学物質で、代表的なものとしてP C B、D D T、ノニルフェノール、ビスフェノールA等がある。
- 化学的酸素要求量
(COD) : 湖沼、海域等の水中の汚濁物質（有機物）が過マンガン酸カリ等酸化剤によって分解され、主として無機性酸化物とガス体になる際消費される酸素量であらわされる。
- カドミウム
(Cd) : 銀白色のやわらかい金属で主に金属精錬、メッキ工場、化学工場等から排出される。少量でも体内に蓄積され、吐気、下痢を起こし、腎症状のほか貧血、肝臓障害を起こす。
- 環境アセスメント
制度 : 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある相当規模以上の開発事業を実施する場合、それによる環境の汚染や破壊などを未然に

- 防止するため、事業者が事前に地域住民、知事及び市町村長の意見などを十分聴き調査予測及び評価を行う手続をする制度。
- 環境管理 : 企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することを指し、そのために①環境保全に関する方針、目標、計画等の策定（Plan）、②これらの実行・記録（Do）、③実施状況の点検（Check）、④方針等の見直し（Action）という一連の手続きを環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼ぶ。
- 環境基準 : 典型7公害のうち大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。
- 規制基準 : 公害を防止するため事業者が守るべき基準をいう。
- グリーン購入 : 環境への負担が少ない製品や部材を優先的に購入する行動。
- 公害 : 環境基本法において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。同法でいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- 光化学スモッグ : 大気中に共存する窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線の作用を受けて二次的に生成された汚染物質（光化学反応生成物）を言う。この物質は大部分がオゾン（O₃）で、ほかにパーオキシアセチルナイトレート（PAN）、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びクロレイン等の還元性物質がある。このうち、二酸化窒素を除く酸化性物質を光化学オキシダントと言い、環境基準が設けられている。夏の日射しが強くて風の弱い日に発生しやすいと言われている。光化学スモッグは目や呼吸器の粘膜を刺激してクシャミや涙を誘発するほか、植物の葉を白く枯らしたりゴムの損傷を早めたりする。
- 降下ばいじん : 大気中の粒子状物質のうち、自己重量や雨の作用によって地表面に降下する比較的粗大な粒子を言う。発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものや火山の噴煙などがある。気

- 象条件等の影響を受けると言われている。
- 酸性雨 : 工場や自転車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が硫酸塩や硝酸塩に変化し、これらが溶け込んで酸性が強くなった雨をいう。酸性の度合いは pH（水素イオン濃度）で表現され、この pH の値が小さいほど酸性が強くなり、一般に pH 5.6よりも低い数値を示す雨を酸性雨という。
- シアン : 青酸（シアン化水素）およびその塩類の総称をシアン化合物といい、猛毒性があり、消化器や皮膚から容易に吸収されて、迅速に中毒症状を示し、時には突然意識不明になることもある。
- 水素イオン濃度指数（pH） : 酸性やアルカリ性を示す指標で、pH 7が中性、それより低いものを酸性、高いものをアルカリ性という。酸性排水は、主に化学工業、金属仕上げ業、食品工業等から排出される。アルカリ性排水は、主に化学工業、製紙工業、繊維工業、石油精製工業等から排出される。
- 生物化学的酸素要求量（BOD） : 河川等の水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解され、主として無機性酸化物とガス体になる際に消費される酸素量であらわされる。食品製造業、パルプ紙製造業等からの排水が高い値を示す。
- ゼロエミッション : 産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用し、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムのことです。
- 総量規制 : 濃度規制に対する規制方式。ある地域において環境保全上許容出来る汚染負荷量の総量をその地域の環境容量として設定し、その環境容量の範囲内で汚染物質の総排出量を、各発生源に合理的に配分する規制方式。
- ダイオキシン類 : ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をまとめた有機塩素化合物の総称である。自然界ではほとんど分解されず、食物や大気を通じ体内に入り、脂肪に蓄積する。強い毒性があり、発がん性、生殖機能への阻害、催奇形性や免疫力低下等の人体への影響があると言われている。その8割から9割が廃棄物の焼却により発生するとみられている。
- 大腸菌群数 : し尿汚染の指標として使われる。主に人及び動物の腸内に寄生しているが、水、土壤など自然界にも広く分布している。
- 地球温暖化 : 地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、フロンガス等は、太陽か

らの放射エネルギーを透過させるが、地表から宇宙空間に放出される熱を途中で吸収して、地球を温暖化させるという性質を持っている。この現象を温室効果と呼び、大気中にこうした温室効果ガスが増加すると、地表の平均気温が上昇し、異常気象が引き起こされる。

○窒素酸化物

(N O x)

: 大気汚染の原因となるものは一酸化窒素と二酸化窒素で、主に石炭、石油等の燃料が高温下で燃焼する際に発生する。主な発生源は工場と自動車の排ガスである。また、紫外線の作用を受けて炭化水素と反応し、特殊な気象条件の下で光化学スモッグを発生させている。健康に対する影響は、二酸化窒素は肺に対する毒性が強いと言われている。

○直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (L A S)

: 合成洗剤の主成分等として使われている界面活性剤の一種。約8割が家庭の洗濯用洗剤、2割弱がクリーニング、厨房や車両の洗浄等に使用される業務用洗浄剤であり、わずかではあるが繊維を染色加工する際の分散剤や農薬等の乳化剤に使用されている。家庭の台所用洗剤にはほとんど使われなくなっている。

○鉄 (F e)

: 鉄は炭素の含量によって銑鉄、鋼、軟鉄と大別され、それぞれ性質が異なる。鉄そのものの毒性はほとんどないが、微粉鉄は呼吸器に機械的刺激や障害を起こし、酸化鉄粉は“じん肺”を起こす。イオンの形で吸収される第1鉄塩類は有毒で、幼児には特に危険である。

○銅 (C u)

: 貨幣、電線、合金、殺虫剤用として使用されている。硫酸銅は最も用途の多い銅塩で、中毒症状は緑色または青色の吐物を出し、皮膚は青色を帯び、流涎、粘膜の疼痛、血圧降下、虚脱などの症状を呈する。

○鉛 (P b)

: やわらかい灰白色の金属で、空气中で酸化されやすい。鉛化合物による中毒は昔から鉛毒として知られていたが、現在では印刷業、塗装業、電池工場などに見受けられる。鉛化合物は、肺、消化器、皮膚などを通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。

○ビオトープ

: 生物を意味するBioと場所を意味するTopeを合成したドイツ語で、生物生存空間のことをいう。

○微小粒子状物質

(P M 2. 5)

: 浮遊粒子状物質のうち、その大きさが $2.5 \mu m$ 以下のものを言う。人体に取り込まれた場合、下気道（咽頭から肺まで）に沈着する割合が多くなり、マクロファージや上皮細胞によって排除さ

- れるまでの間非常に長く呼吸器系に滞留することから健康に密接な影響を与えると考えられる。
- 砒素 (A_s) : 銅鉱業の副産物で、砒素、亜砒素、砒化水素などの化合物もすべて猛毒であり、“農薬”的成分（殺虫剤）として用いられる。砒素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して貧血、嘔吐などの慢性中毒を起こす。
- 標高 (T・P) : 東京湾の平均海面からの高さ。
- フェノール類 : クレゾール、キシレノールなどの総称で、タール酸類とも呼ばれる。いずれも高濃度では有害で毒性および劇物に指定されている。合成樹脂、界面活性剤などの原料として大量に使用されているが、水にはいずれもわずかに溶けて、人畜魚類にきわめて有害となる。
- 浮遊物質 (S S) : 水中懸濁している物質のことで、ろ紙でろ過して捕集し、乾燥して重量をはかる。窯業、土石関係の工業排水が高い値を示す。
- 浮遊粒子状物質 (S P M) : 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その大きさが10 μm以下のものを言う。発生源は、土壤の舞い上がりや火山の噴煙、海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子等自然由来のものほか、工場から排出されるばいじん、自動車の排気ガス等の人為由来のもの、燃焼等に伴い排出された硫黄酸化物 (S O_x) や窒素酸化物 (N O_x) 、炭化水素などのガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化した二次粒子、煙突から排出された高温のガスが大気中で冷やされてできる凝縮性ダストなどがある。黄砂など大陸からの風に乗って流入するものもある。一般的に粒径10 μm以上の粒子は、大部分が鼻の粘膜に吸着されるため呼吸により肺まで達することはないが、それより小さい粒子は気管に入りやすいと言われている。
- ポリ塩化ビフェニル (P C B) : 水に不溶で、有機溶剤に安定、不燃性で絶縁性がよい。そのため、コンデンサー等の絶縁油ほか感圧複写紙、可塑剤等に広く使用してきた。人体への害は、カネミ油症事件のような皮膚障害を起こし、黒い斑点ができる。
- マンガン (M n) : 赤灰色又は銀色の金属で、粉末は空気中で自然発火しやすい。希酸には容易に溶けて塩となる。マンガンによる中毒例は比較的少ないが、筋神経系を侵し、言語障害、顔面硬直、歩行不隨などを起こす強い毒性を有する。
- 溶存酸素 (D O) : 水中に溶けている酸素の量をあらわす。酸素の溶解量は水温、

気圧、塩分などに影響され、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。水中の酸素は普通15°Cで10mg/l溶ける。又、魚はDOが永続して4~5mg/lになると、生息出来ないといわれている。

○ K 値規制

: 大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の濃度を規制したもので、K 値が小さいほど規制基準は厳しくなる。計算式は次のとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の許容排出量 (Nm³/h)

K : 係数 (地域毎に定められており、一宮市は9.0)

H e : 補正された排出口の高さ (m)

いちのみやの環境

令和 3 年版

(令和 2 年度実績)

令和 3 年 月発行

発行：愛知県一宮市

編集(共著)

環境部環境保全課

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 8 番地

衛生処理場

TEL 0586 (45) 7185

環境部環境政策課

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山 52 番地

一宮市環境センター北館

TEL 0586 (45) 9953
